

令和5年 6月定例会（
6月 1日 開会
6月16日 閉会

飯綱町議会 会議録

令和5年6月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1号（6月1日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○町長あいさつ	6
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諸般の報告、質疑	10
○議案第37号から議案第38号の一括上程、説明	13
○議案第37号の質疑、討論、採決	15
○議案第38号の質疑、討論、採決	16
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第40号から議案第44号の一括上程、説明	19
○議案第40号の質疑、付託	23
○議案第41号の質疑、付託	23
○議案第42号の質疑、付託	24

○議案第43号の質疑、付託	24
○議案第44号の質疑、付託	25
○議案第45号の上程、説明、付託	25
○陳情の付託	27
○散会の宣告	28

第2号（6月5日）

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	29
○事務局職員出席者	30
○一般質問一覧表	31
○開議の宣告	32
○一般質問	
石川 信 雄	32
中 島 和 子	48
中 井 寿 一	62
伊 藤 まゆみ	74
○散会の宣告	86

第3号（6月16日）

○議事日程	88
○本日の会議に付した事件	88

○出席議員	88
○欠席議員	89
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	89
○事務局職員出席者	89
○開議の宣告	90
○諸般の報告、質疑	90
○常任委員会審査報告、質疑	94
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	99
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○議員派遣の件	109
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	109
○町長あいさつ	110
○閉議及び閉会の宣告	110
○予算決算常任委員会 審査報告書	112
○総務産業常任委員会 審査報告書	113
○福祉文教常任委員会 審査報告書	115
○会議録署名	118

飯綱町告示第82号

令和5年6月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 5年 5月25日

飯綱町長 峯村 勝盛

1 期 日 令和 5年 6月 1日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

不応招議員（なし）

令和5年6月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和5年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年6月1日（木曜日）午前10時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第4号 飯綱町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

報告第5号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

報告第6号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

日程第 4 議案第37号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認について

日程第 5 議案第38号 令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について

日程第 6 議案第39号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

日程第 7 議案第40号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第41号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第42号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第43号 飯綱町立放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 44 号 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 45 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 13 陳情

陳情第 4 号 飯綱町の点字ブロックの増加についての陳情

陳情第 5 号 「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書提出についての陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	青 山 弘	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修

農業委員会長	高橋明彦		
総務課長	土屋龍彦	企画課長	平井喜一郎
税務会計課長	藤沢茂行	住民環境課長	宮島幸男
保健福祉課長	永野光昭	産業観光課長	清水純一
建設水道課長	笠井順一	教育次長	高橋秀一
飯綱病院事務長	相澤浩幸	総務課課長補佐	近藤久登

事務局職員出席者

事務局長	土倉正和	事務局書記	関竜典
------	------	-------	-----

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。

梅雨入りも近いようでもあります。また農繁期でもあり、またコロナ対応、またクールビズ等で体調管理等には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは6月議会を進めてまいります。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和5年6月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和5年6月飯綱町議会定例会の開会に当たりご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、公私とも何かとご多用の中、定刻までにご参集頂きまして厚く御礼申し上げます。

田植えも大分進み、いよいよ作付けが始まったという今日この頃ではありますが、豊作の秋を迎えるようお願いしております。

果樹栽培におきましては、りんご、サクランボ、梨などに霜による被害が発生しております。4月25日の遅霜が被害をもたらしたと思っておりますが、樹園地によっては、中心花が全滅という所もあり、収量や品質の低下が危惧されます。りんごは飯綱町を代表する農産物であると共に、ふるさと納税の主たる返礼品でもあります。今後の生育状況を注視していく中で、必要に応じた支援策を検討していきたいと考えております。地球温暖化は、遅霜だけではなく、台風や集中豪雨など様々な災害を引き起こし、大きな農作物被害をもたらしております。災害は

毎年起こる。そう言う前提のもとに、昨年から補助率を 50 パーセントと致しました収入保険への加入も呼び掛けていきたいと思っております。

今年度の重点事項への取り組みですが、人口増対策、農業振興、区や組の活性化など対応策を再検討する中で進めております。いずれの課題も人口の減少問題が底辺にあり、容易な解決は難しいと考えておりますが、豊かな農村社会を構築するという面では共通した課題と言えます。具体的な対応策と中長期的な見通しを持った将来計画をうまく併合した中で事業を進めていきたいと思っております。

DX の推進ですが、i なび・書かない窓口など住民の皆さんに浸透してきております。利便性の向上や時間の短縮など成果が出てきていると感じております。今後も進めていかなければならない事業ではありますが、人件費を含め行政経費の削減、新たな行政サービスの提供、新たな産業を生み出し地域の活性化を誘導するなど、多方面での効果をもたらす活用を目指していくことが必要だと思っております。

さて、今 6 月定例議会にご提案申し上げます案件は、報告が 3 件、専決処分の承認が 3 件、条例が 5 件、補正予算が 1 件の計 12 件であります。

報告は税条例の一部改正、国民健康保険条例の一部改正及び国民健康保険税条例の一部改正を、町長の専決処分事項に関する条例に基づき専決処分したものの報告でございます。

専決処分の承認を求める案件ですが、議案第 37 号の令和 4 年度一般会計補正予算（第 12 号）は、きのこ培地資材価格高騰緊急対策として 230 万円、除雪関係費用で 1,469 万円を令和 4 年度事業として対応する必要から専決処分いたしました。議案第 38 号の令和 4 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、後期高齢者医療広域連合への負担金 467 万 6 千円を納付する必要から関係費用を計上し、専決処分したものです。議案第 39 号の令和 5 年度一般会計補正予算（第 1 号）は、春開始の新型コロナウイルス感染症防止のワクチン接種に間に合わせるために関係する費用の補正予算であります。委託料の 2,105 万 2 千円など関係費用 2,824 万 7 千円を計上したものであります。尚、歳入は全額国庫支出金を予定しております。

条例改正の 5 件ですが、議案第 40 号は、焚荒地区に若者住宅を建設したことに伴う改正であ

ります。議案第 41 号、同 42 号は、民法等の法律の一部改正やこども家庭庁設置法の施行、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の省令の改正に伴い関係条例を一部改正するものであります。議案第 43 号、同 44 号は、児童クラブに関するものであり、牟礼西児童クラブの廃止に伴う改正と児童の安全確保に関する計画やバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える等の関係条例の改正でございます。

議案第 45 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明致します。既決の予算額 82 億 5,824 万 7 千円に歳入歳出それぞれ 6,398 万円を増額し、歳入歳出の総額を 83 億 2,222 万 7 千円とするものであります。歳出の主なものを申し上げます。今回の補正予算は、物価高騰に対する低所得世帯及び低所得子育て世帯への給付金支援と全町民を対象とした商品券の配布による生活支援が主体となっております。低所得世帯の支援として、1 世帯当たり 3 万円の給付を行うために 2,833 万 4 千円を計上いたしました。また低所得子育て世帯生活支援特別給付金として 637 万 7 千円を計上し、児童 1 人につき 5 万円の給付を予定しております。参考ですが、ひとり親の低所得世帯においては県から児童 1 人につき 5 万円が支給されることになっております。全町民を対象に、生活支援対策として町民 1 人当たり 5 千円の商品券を配布すべく 5,654 万 1 千円を計上いたしました。物価高騰対策の一助になればと願っております。4 月に開催された、区長、組長会議のあいさつで申し上げました集会施設等への物価高騰に対する支援は、電気料の補助など具体的な検討を行い、今後の補正予算等で対応していきたいと考えております。教育費で 3,527 万 3 千円が減額になっておりますが、B & G 財団からの補助金が不採択となり、三水 B & G 海洋センターの改修を延期したことによる減額であります。次年度以降の採択を目指したいと思っております。歳入におきましては、主なものとして物価高騰対策等の地方創生臨時交付金 8,248 万 4 千円など国庫支出金で 9,136 万 2 千円を見込み、B & G 財団助成金 2,405 万 4 千円は減額としております。

尚いずれの案件につきましても、ご提案の際には詳しくご説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

以上申し上げまして開会のあいさつと致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊千賀雄） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、12番 大川憲明議員、13番 伊藤まゆみ議員、14番 原田幸長議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邊千賀雄） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。清水議会運営委員長。

〔議会運営委員長 清水満 登壇〕

○議会運営委員長（清水満） 11番、清水満です。

本日招集されました令和5年6月飯綱町議会定例会の会期及び日程について説明申し上げます。

5月25日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から6月16日までの16日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、一般質問は、5日に、会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より行います。通告者は4名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますので、ご配慮願います。

また、今定例会は新型コロナウイルス感染症予防対策が緩和されたことにより、質問時間を一人60分として行います。

各常任委員会審議は7日に開催し、予算決算常任委員会は14日に開催します。

16日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

なお、開会中のマスク着用については任意とします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和5年2月分から令和5年4月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

○議長（渡邊千賀雄） 報告第4号 飯綱町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、報告第5号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、報告第6号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定による報告案件です。

一括して説明を求めます。

尚、質疑は報告ごとに行います。

最初に、藤沢税務会計課長、報告第4号。

○税務会計課長（藤沢茂行） それでは、報告第4号をお願いいたします。議案書1ページ目を

ご覧ください。報告第4号 飯綱町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について。町長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。令和5年6月1日提出でございます。

その裏面に2ページ目ですが専決第5号ということで専決処分書がございます。飯綱町税条例の一部を改正する条例について、町長の専決処分事項に関する条例第3号の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和5年3月31日専決でございます。

説明になりますが提案説明書の1ページ上段をお願いをいたします。

改正理由ですが、地方税法等の一部改正に伴い改正するものでございます。

主な改正内容でございます。個人の住民税の関係ですと、NISAの抜本的拡充恒久化でございます。固定資産税固定資産税等の特例措置の見直しでございます。もう1件、軽自動車環境性能割の税区分の見直し等でございます。

それではそれぞれの概要をご説明申し上げます。

個人住民税のNISAの抜本的拡充恒久化ですが、現行NISAを利用して非課税で投資できる期間は、当初一般のNISAが2023年、つみたてのNISAが2037年と期限が決まっておりました。期限がございますと長期的な投資が難しいということでございますので改正になりまして、期限を設定せず恒久化したものでございます。

固定資産税の特例の見直しですが、長寿命化に関する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を適用するといった改正でございます。

軽自動車の関係ですが、環境性能割の税率区分の見直しについては、軽自動車税のグリーン化特例を3年間延長ということが改正内容となっております。

それに対しまして、町の税条例の適用条項等の改正を行ったといった改正でございますので報告いたします。

よろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に、宮島住民環境課長、報告第5号・6号。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（報告第5号・第6号）

○住民環境課長（宮島幸男） 報告第5号 飯綱町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。報告書並びに提案説明書1ページをご覧ください。

健康保険法及び健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険条例で定める出産育児一時金について、40万8千円から48万8千円へ引き上げるものです。これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産一時金の支給額は、改正後の48万8千円に加算額1万2千円を足した、総額50万円になります。

専決処分日は令和5年3月31日、施行期日は令和5年4月1日であります。

続きまして、報告第6号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、ご説明申し上げます。報告書並びに提案説明書2ページをご覧ください。

地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴う主な改正内容として、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額について引き上げるもので、後期高齢者医療支援金分に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものであります。また、国民健康保険税の軽減措置については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を28万5千円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を52万円から53万5千円に引き上げるものであります。

専決処分日は令和5年3月31日、施行期日は令和5年4月1日から適用し、改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、報告第4号 飯綱町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第5号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第6号 飯綱町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第37号から議案第38号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） 日程第4 議案第37号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認について、日程第5 議案第38号 令和4年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認について、以上、予算案件2件を一括して議題といたします。

なお、質疑、討論、採決は、議案ごとに行います。

それでは、議案第37号、議案第38号の提案理由の説明を求めます。

最初に、土屋総務課長、議案第37号。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第37号）

○総務課長（土屋龍彦） それでは、議案第37号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について提案理由についてご説明させていただきます。

はじめに、議案第 37 号の補正予算は、事業の緊急を要するため、専決として承認をいただくもので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を求めるとのことです。

補正概要についてご説明いたします。議案の提案説明書 2 ページをご覧ください。

補正予算（第 12 号）につきましては、歳入、歳出それぞれ 221 万 3 千円を増額し、補正後の予算の総額を歳入、歳出それぞれ 88 億 9,867 万円とするものです。また、6 款 農林水産業費の農業振興負担金補助金の繰越明許費について 5 万円増額しております。

まず、歳入については、16 款 県支出金で、きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業補助金を 221 万 3 千円増額しております。歳出については、6 款 農林水産業費できのこ栽培者へのきのこ培地資材価格高騰緊急対策事業補助金で 230 万円増額。8 款 土木費では、除雪車の修理費で 919 万円増額等でございます。予備費で 1,477 万 7 千円減額し財源調整しております。

専決処分日は令和 5 年 3 月 27 日でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 次に、宮島住民環境課長、議案第 38 号。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇・説明〕（議案第 38 号）

○住民環境課長（宮島幸男） 議案第 38 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 3 ページをご覧ください。

この専決処分は、令和 4 年度後期高齢者医療保険料納付金の予算不足によるもので、現行の予算額に補正予算額の 467 万 6 千円を増額し、補正後の予算額を 1 億 6,866 万 5 千円とするものです。

主な補正内容は、歳入では、後期高齢者医療保険料の特別徴収分で 218 万 3 千円の増額、普通徴収現年分で 275 万 5 千円の増額、普通徴収滞納繰越分で 26 万 2 千円の減額、計 467 万 6 千円を計上しております。また、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料納付金分で 467 万 6 千円を計上しております。

専決処分日は、令和5年3月31日で、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、議案第37号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。石川議員。

○10番（石川信雄） 議席番号10番、石川信雄です。きのご培地資材の補助ということですが、対象の農家さん事業者さんは何戸になるんでしょうか？

○議長（渡邊千賀雄） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 質問にお答えします。対象者は2社になっております。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 37 号 令和 4 年度飯綱町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 38 号の質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 38 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 38 号 令和 4 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の

専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 6、議案第 39 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 39 号）

○総務課長（土屋龍彦） 議案第 39 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について提案理由についてご説明させていただきます。

本補正予算は、高齢者等の本年春開始のワクチン接種体制を早期に整えるために、専決として承認をいただくもので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

補正概要についてご説明いたします。議案の提案説明書 4 ページをご覧ください。

補正予算（第 1 号）につきましては、歳入、歳出それぞれ 2,824 万 7 千円を増額し、補正後の予算の総額を歳入、歳出それぞれ 82 億 5,824 万 7 千円とするもので、全額国庫支出金での対応となります。歳入については、15 款 国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種関係の負担金補助金で 2,824 万 7 千円増額しております。歳出については、4 款 衛生費で、ワクチン接種や予約センターの業務委託料等で 2,824 万 7 千円増額しております。

専決処分日は令和 5 年 4 月 1 日でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。大川議員。

○12 番（大川憲明） 議席番号 12 番、大川憲明です。コロナウイルスワクチンの接種の補助は結構なんですけれども、現在、高齢者は結構受けているという話は聞くんなんですけれども、10 歳

以下の子供とか、そういう小学生やなんかはどのぐらい受けているんですか。その予算も込みで多分みてあるんだと思いますけどね。ウイルスワクチンの接種体制が、という予算だと思うんですけども、今どのぐらい、今まででもいいですけどね、小学生あたりで受けたかどうかお聞きしたいんです。というのはですね、全国でも子供が接種して亡くなれば大きく新聞にも載るけれどもね。高齢者が接種して体調崩してなくなっても新聞にはあまり載らないと思うんですよ。それでお聞きしたいんですがよろしくをお願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。新型コロナウイルスワクチン接種の状況でございますが、子供の接種ということで小児接種ということで5歳から11歳という区切りで行っています。この数字については、4年度の3月末までの数字でございますがお願いいたします。対象人口が525人に対して、1回目が113人、2回目が106人、3回目は29人。接種率ですが、1回目終わった方が21.5%、2回目が20.2%、3回目が5.5%という結果でございます。

また、乳幼児の接種でございます。生後6か月から4歳までの接種の状況です。対象人口ですが254人に対して、接種の回数ですが、1回目が6人、2回目が4人、3回目が1人。接種率ですが、1回目が2.4%、2回目が1.6%、3回目が0.4%の数字でございます。

引き続き、乳幼児、小児につきましても、個別接種ということで飯綱病院、また長野市で5か所ですか、小児科の病院で接種を受けられるような体制を整えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 39 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 40 号から議案第 44 号の一括上程、説明

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 7、議案第 40 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例、
日程第 8、議案第 41 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、
日程第 9、議案第 42 号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、
日程第 10、議案第 43 号 飯綱町立放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例、
日程第 11、議案第 44 号 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。以上、条例の一部改正 5 件を一括して議題といたします。

なお、質疑、委員会付託は、議案ごとに行います。

それでは、議案第 40 号から議案第 44 号の提案理由の説明を求めます。

最初に、笠井建設水道課長、議案第 40 号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（議案第 40 号）

○建設水道課長（笠井順一） 議案第 40 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。議案書、議案の提案説明書 5 ページ上段及び条例の一部を改正する条例等新旧対象表の後ろから 10 ページ目をご覧ください。

改正の理由は、飯綱町大字普光寺字焚荒地区の若者住宅建設に伴うものです。

主な改正内容は、過疎地域持続的発展計画による若者住宅建設に伴い、条例中第 2 条第 1 項に第 4 号その他若者住宅についての文面を追加し、現在の第 4 号を第 5 号にするものです。また、第 3 条において第 2 項として焚荒地区の若者住宅の名称、位置の表を加え、若者住宅に伴う用語等の改正を行うものです。

施行期日は、公布の日です。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 次に、高橋教育次長、議案第 41 号から 44 号。

〔教育次長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第 41 号～第 44 号）

○教育次長（高橋秀一） それでは、議案第 41 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 5 ページ中段をお願いいたします。説明につきましては、議案の提案説明書で行いますので提案説明書 5 ページ中段をお願いいたします。

改正の理由でございますが、民法等の改正に伴い「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の改正が行われたことによるもの、また、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が公布され、所要の規定の整備が行われたことにより、関係します当町の保育施設等の運営に関する基準を定めた条例の一部を改正するものでございます。

民法等の改正に伴う主な改正内容は、改正前民法第 822 条では「親権を行う者は、監護および教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる」と親権者の懲戒権を定めていましたが、これは児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があり、第 822 条は削除され、新民法では「子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務」を定める等の措置が講

ぜられました。この民法等における懲戒権の削除に伴い、関係する規程を削除するものでございます。

また、こども家庭庁設置法の施行に伴い「児童福祉法」その他の関係法律及び「内閣府設置法」その他の行政組織に関する法律について、所要の規定の整備が行われたことに伴う、根拠条項等の整備を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

続きまして、議案第 42 号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。説明につきましては、引き続き議案の提案説明書で行いますので 5 ページ下段をお願いします。

改正の理由でございますが、改正理由の一つは議案第 41 号同様、民法等の改正に伴う「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の改正により「懲戒権」に関する規定の削除によるものでございます。二つ目は、「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴うものでございます。

二つ目の「児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴う改正内容は、令和 3 年に、保育所の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生するなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、児童福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。この改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、児童の安全の確保に関する計画の策定と送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正が行われております。

町の条例におきましても、これらの基準を参酌していることから、必要な改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

次に、議案第 43 号 飯綱町立放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。説明につきましては、引き続き議案の提案説明書で行いますので、6 ページ中段をお願いします。

改正の理由でございますが、現在、町が運営する児童クラブは、条例で五つのクラブの設置が規定されていますが、その一つ、牟礼西児童クラブの廃止に伴う改正でございます。

主な改正内容は、小学校の統合前からそれぞれの学区を中心に設置していましたが、時間の経過とともに利用する児童が減少してきたことにより、牟礼西児童クラブを廃止し、4クラブで運営していくための改正でございます。

なお、牟礼西児童クラブの閉鎖にあたりましては、アンケート調査や利用者に対する説明会、運営委員会での協議などを経て、昨年度末で利用の受入れを終了しております。

施行期日は、公布の日からでございます。

次に、議案第44号 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。提案説明書の6ページ下段をお願いします。

改正の理由でございますが、議案第42号の改正理由同様、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、関連します放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことによるものでございます。また、放課後児童支援員の資格要件となる研修の終了予定者について、これまでの経過措置による規定から実情に合うよう改正するものでございます。

主な改正内容は、議案第42号の保育所等の改正内容と同様に、放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブにおいても、児童の安全の確保に関する計画の策定及びバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加えるものです。実際には、当町の児童クラブの運営では、送迎用の自動車の運行などは行っておりませんが、条例の改正は行うものでございます。

また、二つ目の改正内容は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を一部改正する省令」が公布され、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に緩和されたことにより、放課後児童支援員の資格について、附則の読み替え規定を改正するものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

◎議案第 40 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、議案第 40 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 40 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 41 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 41 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 41 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 42 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 42 号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 42 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 43 号の質疑、付託

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 43 号 飯綱町立放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 43 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。
-

◎議案第 44 号の質疑、付託

- 議長（渡邊千賀雄） 議案第 44 号 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 44 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。
-

◎議案第 45 号の上程、説明、付託

- 議長（渡邊千賀雄） 日程第 12、議案第 45 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋総務課長。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 45 号）

- 総務課長（土屋龍彦） 議案第 45 号 令和 5 年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）について提案理由についてご説明させていただきます。

補正概要についてご説明いたします。議案の提案説明書 7 ページをご覧ください。補正予算

(第2号)につきましては、歳入、歳出それぞれ6,398万円を増額し、補正後の予算の総額を歳入、歳出それぞれ83億2,222万7千円とするものです。また、事業費の変更に伴い、過疎対策事業債の地方債限度額を1,110万円減額し、4億1,170万円に変更しております。

次に8ページからの歳出により主な補正事業をご説明します。なお、歳出の財源を説明することで、歳入の説明も併せて行いますので、よろしくお願いいたします。

2款 総務費のまちづくり事業費で70万円を増額しています。まちづくり活動支援事業について本年度多くの申請をいただき、住民主体のまちづくり活動を積極的に支援するため計上いたしました。住民基本台帳費で325万3千円を計上しています。この予算は個人番号カードの交付事務等を行う会計年度任用職員の報酬等で、本事業の財源として国費「個人番号カード交付事務費補助金」213万3千円を充当しています。

3款 民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業では2,833万4千円を計上しています。物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業で住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円の給付金を交付するもので、本事業の財源として国費「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を全額充当しています。低所得子育て世帯生活支援特別給付金として637万7千円を計上しています。物価高騰の中、低所得の子育て世帯への負担の軽減を図る事業で、住民税均等割が非課税の子育て世帯に、児童1人当たり5万円の給付金を交付するもので、本事業の財源として国費「児童福祉費国庫補助金」を全額充当しています。なお、町長のあいさつにもありましたが、児童扶養手当を受給している低所得者のひとり親の世帯等に、児童1人当たり5万円の給付金を県が支給しますが、その事務経費として児童福祉一般事務費として32万8千円を増額しています。本事業は県費「低所得子育て世帯給付金事務費補助金」を全額充当しています。

6款 農林水産業費の世界に誇る力強い産業形成事業で200万円を増額しています。オーガニック給食用農産物の試験栽培等を行うもので、本事業の財源として国費「みどりの食料システム戦略推進交付金」195万2千円を充当しています。充当率はほぼ全額です。

7款 商工費の商工振興対策事業で、5,654万1千円を計上しています。エネルギー・食料

品価格等の物価高騰をしている中で、消費の下支え等を通じた生活者支援を行うため、全町民に1人当たり5千円の応援商品券を配布する事業です。本事業の財源として国費「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」5,415万円を充当しています。充当率はほぼ全額です。

10款 教育費の海洋センター費では、B&G財団の助成金不採択のため、三水B&Gアリーナ照明のLED化及びトイレ改修工事を見送りするため3,527万3千円を減額しています。また、工事見送りに伴い、充当予定であった諸収入「B&G助成金」2,405万4千円を減額、また過疎対策事業債1,110万円を減額しています。

なお、本補正で不足する一般財源につきましては、20款 繰越金を744万4千円増額し調整いたしました。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎陳情の付託

○議長（渡邊千賀雄） 日程第13、陳情に入ります。

本日まで受理した陳情は、お手元に配布した陳情書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） お諮りします。

6月5日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認め、6月5日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

散会 午前11時 3分

令和5年6月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和5年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年6月5日（月曜日）午前9時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	青 山 弘	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	土 屋 龍 彦
企 画 課 長	平 井 喜一朗	税 務 会 計 課 長	藤 沢 茂 行
住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男	保 健 福 祉 課 長	永 野 光 昭

産業観光課長	清 水 純 一	建設水道課長	笠 井 順 一
教 育 次 長	高 橋 秀 一	飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸
総務課課長補佐	近 藤 久 登		

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表

順	議席	氏名	発言事項
1	10	石川信雄	1 ウェルビーイングなまちづくりについて
			2 飯綱町 DX (デジタルトランスフォーメーション) の具現化について
2	6	中島和子	1 これからの地域活性化と発展について
			2 観光資源の活用と関係人口の増加を
3	2	中井寿一	教育の改革について
4	13	伊藤まゆみ	子ども達の健やかな成長への支援の拡充を

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんおはようございます。6月定例会も今日は2日目です。一般質問を行います。傍聴者の皆さんおいでいただきましてありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、一般質問を行います。質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。なお、質問事項はあらかじめ通告されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いいたします。

また、コロナ感染症防止対策の緩和のために、質問時間1人60分の対応をお願いいたします。

◇ 石川 信 雄

○議長（渡邊千賀雄） それでは、発言順位1番、議席番号10番、石川信雄議員を指名いたします。石川信雄議員。

[10番 石川信雄 登壇]

○10番（石川信雄） おはようございます。議席番号10番、石川信雄です。マスクを外して失礼いたします。つい最近、議員に関する不祥事が近隣でありました。公的な立場にある者として、自信の身を律して活動してまいりたいと思います。

それでは、質問通告に従いまして一般質問をお願いしたいと思います。今回、抽象的な概念

について質問したいと思っております。なぜかと申しますと、地方創生事業が一通り落ち着いてきまして、これからのまちづくりがどういう方向を示していけばいいのか、私自身も非常に関心がある事柄です。そのことに関して質問してまいりたいと思います。

早速であります。ウェルビーイングなまちづくりについて質問をしてみたいです。その前に、ウェルビーイングはどのようなことか、皆さんはまだなじんでいない言葉だと思うのです。SDGs はさすがに一般の皆さんにも知れ渡って何となく分かってきておられるかと思えます。その SDGs の 17 の目標のうち、3 番目の目標にある事柄でありまして、WHO が関連しているものです。要するに精神的、肉体的、社会的に全て満たされた状態であることを指し示す言葉のようであります。そうなることと保健福祉的なことかと思われるかもしれませんが、決して保健福祉に限定されることなく、いろいろな分野に関連することです。

私も今回、この質問をするに当たりまして、本屋で新書などを買ってきたり、ネットでいろいろな情報を調べたりしました。かつて私は GNH ということでブータンの最大幸福、国民総幸福量の指標について質問した経緯があります。GNH から今はウェルビーイングということで、世界共通の目標になっているようです。

幸福度と申しますと、主観的要因が入るものですから、それぞれ何が幸福かとなりますと、一つものとは限らないわけです。ウェルビーイングの中では主観的、客観的、第3次的な幸福について述べておられます。割と広範にわたった幸福があるのではないかと思います。まず、具体的な質問に入る前に町長が思う、町民の幸福についてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 一般質問で今日もまたいい話し合いができればと思っております。今、石川議員からお尋ねの件ですけれども、飯綱町の一般質問も最近は成熟した質問が多くなってきて感じを受けております。道路を早く直してほしい、下水道を早く普及してほしい、何をしてほしい、所得をもう少し上げるような対策を打ってほしいという質問から、個々の価値観に由来するようなご質問をいただいております。答弁者側としては、単なる自分の考え方を申し

上げていいのか、飯綱町町長峯村としてどういうお答えをすればいいのか。どのような答弁が適切なのか迷い、まだ答えが出ないという考え方です。

いずれにいたしましても、今お尋ねの件については、飯綱町で暮らす人がどれだけ満たされて生活をしていくのか。満たされた生活を誘導、確保するために行政としてどのような政策をし、どのような対応をしていけばいいのか、それが結果として幸せという、議員が言うウェルビーイングに導くことにつながっていくのだと思っています。

外国とクリスマスカードの取り交わしが2～3件ありますけれども、必ず来年はいい年でありますようにという意味の「All is well」。このwellは日本語で言うと「いい状況で」と訳すのかもしれませんが、英語が持っているwellというのは、私の理解するところはいろいろな意味で幸せという意味です。

したがって、個人的に満足されたといっても、教育では子どもが学校に行きたいというのにお金がないから我慢しろ、医療では飯綱病院に一生懸命頑張っているけれども、もう少し診療科が増えたほうがいいのか。そういうことがトータルになってこなければウェルビーイングにはつながってこないだろうと。今の時点で答えはないですけれども、ただ今、申し上げた観点で行政を進めていくのが、ベストな対応だろうという気持ちで進めているところです。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 総合計画でも日本一女性が住みたくなる町を政策目標として掲げてきた飯綱町ではありますけれども、そのような観点からも目標値を達成されたのか気になるところです。

地方創生事業、新庁舎建設をはじめとして、学校跡地利用やメーラプラザ等、ハード、箱物に関することもしてきたわけですが、幸せなどに限ってはいわゆるソフト事業が大きく関係していることです。ソフト事業というのはなかなか数値で示すことは難しいことかと思っております。KPI 指標などいろいろありましたけれども、そういった意味合いから現在、果たして町民の皆さんが暮らしやすくなったと実感できているのかというのは調査されているのか

気になるところです。それについては現在どのような状態にありますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員がおっしゃるとおり、確かに合併をして今18年、ハード的な整備が主体的なものもありました。代表的な事業である地方創生事業はハード100%の事業ではなく、極端にいいますとソフト50%、ハード50%の事業をやってきたわけです。

したがいまして、コネクトのEAST、WESTを見ていただきますと、建物の改修等はありませんけれども、中に入っているいろいろなことをやっているのはまさしくソフト事業です。4つの学校を2つにまとめた、その後の学校の利用とすれば、近隣市町村も見ていただきたいのですが、先般も県の関係者または町村会の藤原町村会長からも「飯綱町の進めているもろもろの事業はいろいろな意味でバランスの取れた事業をうまく展開してきているのではないですか」と、自分たちが評価しているよりも、東京などの学者の人たちがおしゃっているとうれしい話をお聞きしました。箱物はソフト事業を進めるための一つの手段であって、それをやってきたとまずご理解いただきたいと思っています。

子育ての事業を展開したり、女性の活躍の場または就労の場の確保、公の委員会等への女性の登用については、女性の皆さんも責任の度合いも増すと同時に、やりがいのある社会に飯綱町はわずかずつでもなっているのではないかと感じております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 定例会の初日が始まる前に新入職員の紹介がありました。これから、ぜひ町の発展のために奮起していただきたいと思います。

最近感じるところですけれども、若くして役場を退職される職員もいるかと思っております。職員のメンタル的なことのキープをどのようにしていけばいいのか。実際の実務の研修と同時に、人的管理の意味合いから衛生管理をどのようにしていくのか気になるところです。かつて合津副町長がこちらで副町長をされていたときに「自己肯定感を高めることは、幸福感を高めることにつながる」とスピーチをしたことを記憶しております。

現在、池内副町長としては職員の精神衛生上のことをどのようにお考えになっておりますか。

○議長（渡邊千賀雄） 池内副町長。

〔副町長 池内武久 登壇〕

○副町長（池内武久） お答えいたします。職員のメンタル的な面、やる気の面といったソフト的なお話かと思えます。

今、飯綱町職員は行政で百二十数名、病院も合わせますと 260 人ほどの職員がおります。いい仕事をするためにはいい人材の採用、いい人材として役場に入って育てていただく中で、仕事を通じながら、先ほどありました職員個々が仕事に対するやりがいや生きがいの中で、苦しいことがあってもその職員自らが自分で考え、調べ、ほかの人にも聞きながら、自主的に自分たちで良くなっていただく、成長していただく。そして、この人事管理部門がそういったところを補足、フォローしていくのが基本的な体制ではないかと考えております。

そういった中で、メンタル的なお話がありました。細かいところは省略いたしますけれども、職員個々につきましては全員のストレスチェックから、その中でもし気になる職員がいた場合には産業医もおりますし、精神科のソーシャルワーカー等もおります。そういったところへ紹介することもやっております。

私も秋の人事異動の時期には、病院を除きまして、百二十数名の職員全員と個々に面談をさせていただいております。そのときにできるだけ気をつけているのは、職員とだんだん面識ができてきますと、私がしゃべりたいことをつい言ってしまうケースにもなりつつあるのですが、できるだけその前に、職員の皆さんが副町長や町に対して何か言うことはないのかということを少しずつでも、職員の皆さんの本音をまず聞き取るということに重点を置いて進めております。

職員の中にも色々な職員がおります。自己主張をはっきり言える職員もいれば、副町長の前に行くときとゆっくり本音を言えない職員も中にはおりますので、「どんなことでもいいよ」と。「うちでこんなことがあった」あるいは「仕事でこんなことで悩んでいる」「こういうことをやったらすごくよかった」など、そういったことも含めて面談の中ではできるだけ聞き取るようにし

ながら対応しているところです。

職員との個々のやりとりは面談だけではなく、電話でやりとりをすれば済むことであっても、気になったことなど聞きたいことがあったときには、決裁文書を持ちながら、できるだけ職員のもとにも足を運ぶようにしています。そんな中で自分なりのちょっとしたアドバイスをしたり、「この職員はこんなことを考えているのか。」というように、私も勉強をさせていただくときもあります。

そういった方法を通じて、できる限り職員の皆さんのやる気を引き出し、メンタル的な面のフォローをしながら今後とも対応していきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 幸福感の向上は生産性の向上につながるとも言われております。そんな中で幸福度を高める要因は大きく4つあるそうです。まず1つ目、やってみよう。自己実現と成長。2番目、ありがとう。つながりと感謝。3番目、なんとかなる。前向き、ポジティブな気持ち。4番目、ありのままに。独立と自分らしさ。それを常に意識して仕事でも何でもすることが幸福感を高めることになるようです。

要は気持ちの持ちようだと思うのです。日本は木造建築の文化ですけれども、石造の文化はレンガを一つずつ積んで建築を造る。その気持ちの取り組み方で、この建物が完成することによって、私たちの町のシンボルが出来上がるのだという前向きな気持ちを持って仕事をするのと、ただ単純労働として何となく対価としての報酬を得るためにやっているのでは出来上がるものの完成度も違いますし、その人自身の幸福感に関係してくるということがよく例え話で出てきております。

今、申しましたように、普段の意識が非常に大事です。今回、ウェルビーイングについて質問しておりますけれども、ぜひ職員の皆さんにウェルビーイングというものを常に意識していただいて、町民の幸福につながることを政策として考えていただいたり、職員自身もそれを意識することによって、仕事はかどるということを目指してほしいと思っております。

保健福祉的なことではなくて、コミュニティに関することですが、昔の日本社会は縁側とい

うものがありまして、内と外の境界みたいなゾーンがありました。今は割とドアのお宅も結構出てきておりますし、内と外が分断されているような住宅にもなってきましたけれども、昔ながらの縁側で近所の人と話し合うような時間が要するにつながり感をキープするというか、普段のやりとりで決して孤立していない。幸福感を阻害するものとして疎外感や孤独というのがネガティブな要因であるようです。

先日、起きました事件に関しても、結局、社会との接点がなかったのもある一つの要因となっているのかと思ったりもします。人というものは自分一人で存在するものではなくて、近所の人であったり、社会的なグループの団体であったり、そのような付き合いを通して自己実現をしていくことでもあるかと思えます。そういった意味から、以前から区・組の再編のこともおっしゃっておりますけれども、いわゆるシステムの区・組の再編ではなく、気持ちの上のつながりに対して、コミュニティというものに対して、町長の現在のお気持ちをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 非常に難しいご質問です。一番小さなコミュニティは家庭です。その次が地域社会。そして、飯綱町。あとは県、国になっていくのかもしれませんが。

抽象論的な今のご質問ですけれども、行政としては科学的に分析をして対応していかないと、気持ちだけで進んでも空回りするような感じをいつも持っています。

ご質問のように、昔の縁側でお茶を飲んでいたらどうですかというようなあんばいで1時間、2時間お茶を飲んでいろいろな話をしていくという、それを今の社会に求めていいのか。それに代わるべきコミュニティの維持、コミュニケーションを取るようなやり方は今の時代に工夫がないのか。もう一步広くなった区・組についても同じことが言えると思えます。

先ほど申しましたとおり、個々の価値観にはいろいろなものがあるのですが、行政としては、その辺を大事にしながらも、科学的な分析を少し加えさせていただいて、今はあまりにも時間がない世の中になったとみんなが言うのだったら、地域社会でお願いしていた大きな

水路の整備など、こういうものについてはいい意味で町がある程度の代役を務めましょう。その分そういう時間をつくって見たらというチャンスを皆さんに申し上げる。そのような工夫をした中で進めていくべきだと思います。

議員がおっしゃるとおり、DX の社会や何かといっても、基本的には人間は哺乳類ですから、結局、デジタルな面とアナログの面をきちんと2つをバランスよく供給するチャンスがなければ、人間は狂ってしまうのではないかと危惧しているところです。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） それでは先進的な事例に触れさせていただきたいと思います。埼玉県の横瀬町ではしあわせ未来会議というものをしているようです。飯綱町でも若者会議等も始めてはおりますけれども、何がいったい町民の幸せにつながるのかということに住民が集まって話をするということです。とかく話をするとなると、例えばあるグループの代表者や、区長・組長会議の代表者が多いかと思います。このしあわせ未来会議についてはいろいろな分野を横断してその方々、無作為とは申しませんが、自分から進んで名乗り出る人もいますし、ある程度バランスを取って進めているようです。こういったしあわせ未来会議というものを当町でもこれからしていかれるおつもりはないでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ないということはありません。少なくとも今回、町の総合計画の後半5年の計画を検討してもらう際にも、議員が今おっしゃったとおり、町の総合計画を検討するメンバー20人はいろいろな分野から、いろいろな年代層の人たちが集まっていただいて、町の5年後の未来を見据えていろいろなご意見を頂戴した中でそれをまとめてきています。

今ご紹介があった若者会議もそうです。名前にこだわらず、これからの飯綱町をどのような町にしていけばいいのか、どのような町をみんなが望んでいるのかというものをどんどんどんどん知るという機会をつくるということは大賛成です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 次の質問に移ります。OECD が 2030 年に向けた学習枠組を示し、教育制度改革を加盟国に求めました。現在、当町では青少年育成のためのプログラムとして具体的にどのようなものがあるのでしょうか。これは教育長にお願いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。OECD が出している Education2030 プロジェクトですけれども、簡単に言うと、2018 年に小学校に入学する子どもが 2030 年には成人の 18 歳を迎え社会に出て行くわけですが、その近未来はとても不確実であり、希望の持てる未来とはいえない。なぜ 2030 年かといいますと、2030 年を境に日本の国は少子高齢化、人口減少が急速に進んでいくのだそうです。希望の持てる未来とは言えないので 2018 年に学校に入学する子どもたちには、資源は無限だとか、資源は利用されるために存在するといった考え方を捨てることが求められています。そのために学校教育における従来の教授法、学校評価を見直していこう。簡単に言うとそれが Education2030 プロジェクトです。

OECD の呼びかけを受けまして、日本の学校教育においては 2019 年、平成 29 年ですけれども、新しい学習指導要領、今はそれが運用されておりますが、新学習指導要領に反映されています。この新学習指導要領の中核は「主体的で対話的深い学びの実現」に向けた授業改善を目指しております。学習評価においては、学習したことの意義や価値を実感できる評価をすること。学習の過程や成果を評価することなどが求められています。要するに、単に数字だけで、結果だけで評価するのではないですよ、ということが述べられています。現在の学校教育はそれに基づいて行われているということです。飯綱町においても、新学習指導要領の告示を受け新たな取り組みを始めています。

学習指導要領と時を同じくしてスタートした GIGA スクール構想はコロナ禍と相まって一気に授業の中に浸透していきました。その結果、ICT 機器を有効活用した、個に応じた学びや友人同士での協働的な学習が深まっています。

また、飯綱町では自由進度学習や民間企業と連携したプログラミング学習などにも取り組ん

でいます。

学校の総合的な学習や行事それから教科の学習を通じて、また、学校以外でも地域に根ざした体験学習を大切にする青少年の活動に、特に力を入れて取り組んでいるところです。

この場で一つ一つの内容の詳細を述べることはいたしません、町としては次世代を担う子どもたちが社会的、文化的多様性を認め合いながら、分断ではなく協働を、短期的な利益ではなく持続可能な社会を目指す、人間育成に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 先日、三水小学校と牟礼小学校で運動会がありました。拝見させていただきましたが、児童たちの元気な姿を見ると末も頼もしいと感じております。

学力は大事ですけれども、生きる力も非常に大事かと思えます。そういった力が足りない児童、学校に行く足が遠のいてしまうなどもありますけれども、そういった生きる力についてどのように指導されていくのかも改めて教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。生きる力についての教育活動は飯綱町が一番力を入れて行っているところです。OECDの提案があったからではなく、飯綱町は以前から学校、PTA、地域が一丸となったコミュニティスクールの活動を核にして、教育活動、子育てに取り組んでいます。

その中では、生きる上で必要な最低限の知識も学校の授業の中で勉強するのですが、それが知識で終わってしまえば何の意味もないわけです。それが生きる力、つまり知恵に進化していくことによって学ぶ価値が初めて生きてくるわけです。

そのためには先ほども申し上げましたとおり、机上の学習だけではなく、そこに体験学習を取り入れ、今、授業で勉強したことはこういうことにつながっているのだ。または自分の体験を通して、この間授業で勉強したことはこういうことだったのか。というように相互作用の中で子どもたちが自分の価値観や世界観を広げたり、社会の中の一員としての自分を自覚したり、

人とのコミュニケーション能力を育てていく、そういったものを目指してこれからも教育に力を注いでまいりたいと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 先ほど申しました埼玉県横瀬町では小学校、中学校にウェルビーイングの授業を取り入れているようです。同じ埼玉県の上尾市立平方北小学校の校長先生は自分の学校にそれを取り入れて講演もされています。ぜひ馬島教育長、小学校校長、中学校校長にはそういった先進事例の研修と申しませうか、実際現地に出向いていただいて見聞を広めてきていただければと思います。そのことに関して教育長はどのようにお考えですか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 飯綱町の教育を発展させるためには飯綱町以外のところから学ぶことは大変大事なことです。

例えば、私も大空小学校に行かせていただいたり、信州型コミュニティスクールを文科省型のコミュニティスクールに切り替えるときには、東京の八王子市などは、文科省型の活動をしている自治体として大変進んだ活動をしていると思い、そこへは私も含めてトータルコーディネータや教育委員と一緒に見学に行ったりしました。

昨年の2月には全国で有名な飯田市の飯田小学校の、50年来通知表がないという、体験型学習で子どもを育てている教育実践を、実際に私も自分の目で確かめさせていただきました。

例えば、飯綱町は自由進度学習などを進めているわけですが、これも校長が学校の先生たちを先進的に取り組んでいる学校にどんどん研修に送ってもらっています。最近では、その飯綱町を見に来てくださる方もいるという、大変励みになることですが、そうやってお互いに切磋琢磨し合いながら、学び合いながら進めていきたいと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 先ほど教育長の答弁にも生涯学習と出てまいりましたが、今まで学校教育のことでお伺いしてまいりましたが、今度は社会教育についてお伺いしたいと思います。

今、割と報道などでもリスクリング、学び直しのことが叫ばれております。今後、社会教育をどのようにされていくのか改めてお伺いしたいと思います。教育長お願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 社会教育をどのようにしていくかという、大変カテゴリーが広いので、ここですぐこうしますという答えはできない面もあります。

一例として、飯綱町は今年度いづな大学やいづな教室の開校式が行われます。

学校教育を修了したシニア世代を中心としていますが、飯綱町民の方は学習意欲や社会の中で交わって自分を豊かにしていきたいという意識の高い方が多いと思います。毎年いづな大学やいづな教室は盛況ですけれども、コロナ禍でこの3～4年は十分な活動ができたとは言えません。今年はそのような縛りがなくできますので、大勢の方が参加してくださることを期待しております。

地域の方が子どもを育ててくださる観点で、学校以外の活動ということでいづなっこクラブ、それからスポーツ少年団やスポーツクラブでも飯綱町の活動は活発です。そこで子どもたちが学校とは違ったコミュニティの中で自分の居場所をつくっていく。そこからいろいろなことを学んでいくことが大事だと思っています。

もう一つ、町全体もそうですけれども、学校教育の中でも、学校教育といたら狭いので、保育園も含めて教育委員会全体の中で一生懸命進んでいるのがインクルーシブ教育です。学校や保育園、地域でいろいろな多様性を認め合い、いろいろな垣根を取り外した中で、町民がお互いに助け合ったり、交流し合ったり、学び合ったりそういうことができることを究極的に進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） コロナ禍で3年ほどあれでしたけれども、そういった中で公民館の活動も制限されてきたと思います。先ほどのコミュニティ、公民館活動は大事だと思っています。

コロナ禍で活動自体も減って組織も脆弱化してきているという感想というか意見も聞いたりし

ています。そういった活動に対しての何らかのサポートが必要かと思います。教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 公民館活動は教育委員会とは別の組織でありますけれども、手を携えてやっている活動です。私たちも大変大事に考えているし、お互いに横の連携を取りながら進めている活動です。

公民館活動の一番の目玉は町民運動会だったと思います。最後の町民運動会を計画していたのは残念ながら大雨で中止になってしまいました。その次の年からはずっと続けてコロナで中止でした。公民館長をはじめ事務局職員、各支部も今年は4年ぶりにやろうということで頑張ってきてくださっています。そういうところを教育委員会としてもサポートしていきたいと思っています。来週は公民館主催の球技大会も始まっていきます。

コロナ禍によって分断されていたものが再開していくわけですが、全く3年前、4年前と同じことをやるかといったら、それは違うのではないかと思います。生涯学習の活動に限らず、コロナ前とコロナ後というのは全くもとに戻るのかといったら決してそうではないと皆さん自身が日常生活の中で実感されていると思います。

コロナ禍は災害でしたけれども、100%有害で負の遺産でしかないかという決してそうではないです。私たちはコロナ禍で大変辛い思い、苦しい思い、切ない思いもしましたけれども、そこから多くのことを学んだのではないかと思います。コロナ禍はまだ終息はしていませんけれども、安定期を迎えたと思われれます。コロナ以前の生活に戻っていかうといっても全く同じ形に戻るのではなく、コロナ禍を経た進化した形になっていくのかと思っています。

それをどうやっていくか。マスク一つでもそうですけれども、コロナがレベル2になったから外していいのだよといっても、すぐに外せるかといったら、すでにマスクをする生活が日常になってしまっています。今の日本国民にとってはマスクを取れというのは非日常です。それを「はい、もう終わったから全員マスクを取れ」ということができないのと一緒だと思います。

このように新しい形を模索しながらいろいろ努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 次の質問に移ります。飯綱町DX、デジタルトランスフォーメーションの具現化について質問します。

デジタル田園都市国家構想はDXによりウェルビーイングと持続可能な環境社会、経済を実現していくまちづくりの構想です。飯綱町でもDXが始まりましたけれども、DX推進によってどのようなウェルビーイング効果を狙っておりますでしょうか。町長もこれは答えづらいかとは存ずるのですが、町長にお願いいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 何が苦手かといいますとこのDXが非常に苦手で、本当に苦労している。言葉自体もよく理解できない状況で本当に申し訳ないと思っています。

DXは何のためにスタートしたかといいますと、国のデジタル田園都市国家構想により、飯綱町の住民の皆さんが便利さを実感できる社会を形成し、さまざまな行政課題も解決し、将来にわたり持続可能なまちづくりを目指していく考えでスタートしております。

おかげさまで1月から書かない窓口等をスタートさせていただきました。開会のごあいさつで申し上げました、だいぶ住民の皆さんにも浸透してきて、その便利さを少し実感していただけるような方向になってきたと思っております。

一つは住民サービスの強化、利便性が向上してきたということ。次に安心安全の確保。これはいろいろな情報を早く伝達する、もしくはそういう情報を皆さんからお寄せいただくことによって安心安全な確保の推進をしてきている。もう一点はDXを進めることによって地域の課題を解決していこうと。地域課題というのは、地域によってはイノシシやシカが出て困っている、あるいは大雨やいろいろなときにわざわざ水路の水門を閉めに役員が飛んでいかなければならないなど、いろいろな特徴的な地域課題があります。

DXを活用することによって、住民の皆さんの生活の利便性を向上させて、DXの社会を感じて

いただいて、幸福の進捗に資するような方向に行けばいいだろうという、今はそのような状況だと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 担当課長にお伺いしたいと思います。現在のDX事業の進捗状況をお聞かせいただきたいと思っています

○議長（渡邊千賀雄） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。住民サービスの強化と利便性の向上として住民アプリの活用、行政手続きのオンライン化などを導入して皆さまに活用いただいております。わざわざ来庁することなくさまざまな手続きができるようになってきていることから、デジタルを活用することで生み出された時間を自分の趣味等に活用するなど、時間を有効に活用でき、幸福度の向上につながるものと考えております。

安心安全の確保として、道路や不法投棄の通報システムの導入。防災情報伝達手段の強化。LPWAを活用した取組などにより、防災につながる情報を住民の皆さまが迅速に分かりやすく提供できるようになることから、住民の皆さまの安心感向上につながるものと考えています。

地域課題の解決としてICTを活用したシステムを導入する予定としております。公共施設の予約システム、スマートグラスを活用した買い物支援、鳥獣害対策など地域で抱えていたさまざまな課題を解決することで住民の皆さまの生活満足度向上につなげていきたいと考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） デジタル庁では地域幸福度指標を活用した分析ツールの提供を行っているようです。当飯綱町ではこのような分析ツールを使った経験はあるでしょうか。また、今後使う予定はあるでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） その件につきましては承知しておらず申し訳ありませんが、今後、必要に応じて活用してまいりたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） これも先進地のことですが、浜松市、会津若松市は実装タイプで具現化してきております。

最初に申しましたように、本当にウェルビーイングは広範なことに関係しております。総合計画はあと2年ぐらい先のことも示していると思います。

まとめとしまして、今後、例えば課長会議でウェルビーイングについてディスカッションをする、庁舎内をウェルビーイングの働きやすい環境にするなど、そういうことをしていただきたいと思います。町長のまとめのご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。議員がおっしゃるウェルビーイングということで全面的にそういう言葉表現して進めることは、考えていないといっちは失礼ですが、目的とするものについてはこれから取り組んでいかなければならないことなので、その観点に立って課長会議などいろいろな意味で、これからご意見のとおり進めていかなければならないだろうと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 石川議員。

○10番（石川信雄） 私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 石川信雄議員ご苦勞さまでした。

それでは、暫時休憩に入ります。再開は10時5分からとします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時 5分

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

馬島教育長より先ほどの答弁の訂正の申し出があります。馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 申し訳ございません。答弁の中で間違えてしまいましたので、訂正しておわびしたいと思います。

先ほどの質問の中で「去年の2月に通知表のない学校に見学に行った」と言った時に、「飯田小学校」と言ってしまったようで、大変申し訳ございませんでした。自分で全然分かっておらず、自分では「伊那小学校」と言ったつもりだったのですが、瀧野議員に指摘されるまで全く気付きませんでした。大変失礼しました。私が見学させていただいたのは、伊那市立伊那小学校です。訂正しておわび申し上げます。失礼しました。

◇ 中 島 和 子

○議長（渡邊千賀雄） 一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号6番、中島和子議員を指名いたします。中島和子議員。

〔6番 中島和子 登壇〕

○6番（中島和子） 議席番号6番、中島和子です。通告に従いまして、質問させていただきます。

3月の定例会の町長あいさつでは、地域の区や組の活性化を行政課題の一つとして挙げられ「コロナの影響もあり人口減少や高齢化は、区・組の運営に大きな影響を及ぼしている。地域の活性化や発展に憂慮すべき状況になりつつあることに危機感を覚えている」とのお話がありました。

役員のなり手が少なくなり、毎年、自治会の役員決めに苦勞する地区が増えてきております。また、高齢化により共同作業も負担になり、荒廢地が増え、集落の衰退にもつながってしまうことが懸念され、このままだと集落によっては運営が成り立たなくなることも考えられます。この状況が続くと将来的には、組織の連携による集落の共存も予想されるのかと思います。地域からもさまざまな声が届いているようですが、まず地域の現状をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。開会のあいさつでも課題としての現状を申し上げましたが、地域によっては役員のなり手がいないので非常に困った。または、参加者が少なく、公民館活動ができなくなってきた。お祭りなどは既に踊り手がいないので、伝統あるお祭りをやめざるを得ない。議員がご出身である普光寺においても旗ざおを立てる人がいなくなってしまい、今年はさおを立てないというような相談を受けたなど、いろいろな地域で問題が出てきております。

それぞれの地域によって問題の質は違っておりますが、これを行政課題として取り組んでいかなければならない一つの課題だと捉えて、今、感じております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 定例会2日目の質問の中でも集落支援のための地域おこし協力隊活動の説明において、町長は将来的には、もう一度、区・組の再編のお考えにも触れられました。取組として「牟礼地区を大きな単位に分けることはできないか」とも言われました。

現在、牟礼は23区、三水は27組で4つの大字、区があります。このように区・組の編成は異なっているわけですが、どのような方向をお考えなのかお示しいただける部分をお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 合併当初は牟礼スタイルの区。牟礼地区は区でやってきていまして、組となれば区の中の4つに分けたり5つに分けたりという小さな単位が組なのですが、三水地区は組といっても普光寺東部は140戸もあるような組になっておりますので、牟礼地区でいえば区という存在だと思います。

この屋上屋を架すという表現はいかがかとは思いますが、大きな組の上にもう一つ三水地区のような区というものを4つに分けておりますが、それを作った場合に、どういう役割分担をやっているのか。組の単位で直接、行政と結びついたほうがいいのかというのが、

当初、考え方として少しありました。しかしながら、これだけ人が減ってきて、組としての運営が難しくなってきた。牟礼地区においても区として、なかなか機能しなくなってきたということになれば、区の再編といたしますか、大きな集団にといったことを考えていかなければならない時代になってきているなど考えております。

ただ、A区とB区を一緒にして、AB区にこの際してしまおうというのは、あばらっぽい考え方で、あくまで、それぞれの区が存在していて、連携できるところは一つの大きな集合体ということやっていくのが当面、皆さんに提案ができるようなものかと思います。そういった意味では、牟礼地区の福井団地は2,000人もいらっしゃる所ですから、福井団地は一つの大きな集団として。東西黒川、西地区なら川上、柳里と何とかエリア。そのようにして、牟礼地区を6つか7つくらいの大きな単位にしてやっていく。何とかして地域の活動を維持していく。ただし、下の区などはそのまま、高坂も野村上も中宿も古町も存在して、区としての機能はそれぞれ持っているという形を取っていくのがいいのかとも思います。

それは一つの、長野市などでやっている地域協議会のような考え方なのですが、それが飯綱町に適しているのか、行政が無理やり進める案件ではないので、区長の代表者会議等で検討を重ねる中で、みんながそれでいいというような段階を踏んで次のステップにいったらどうかと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 区・組の運営の単位であります町内50集落のほうに目を向けてみました。

2020年の国勢調査による飯綱町地区別人口では、二桁以下の地区が牟礼地区に6区、三水地区に8区あります。また、町住民課が調査した2023年3月、直近の資料になりますが、牟礼に7区、三水は10区とそれぞれ多くなっています。3年たっただけで3地区増えたことになります。そして、二桁の中には50人に満たない地区が4地区といった状況です。人口減少に歯止めがかからない現状に、今後も少人数地区は増えていくと考えられ、役員の選出や共同作業は、ますます難しくなっていくと考えます。

また、町の調査によりますと65歳以上が人口の50%以上になり、過疎化・高齢化の進行に

より農作業や生活道路の管理等、共同体の機能など維持が困難と言われる集落が5地区みられます。また、平均年齢のデータの推移から見ても、このまま出生率や若者の増加が少ないと維持が困難な集落が増加していきます。個々の集落の機能の低下が懸念され、集落維持をしていくことが難しくなることも考えられますが、そのことについての対策はお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほどの質問の中でも、若干答えさせていただきましたが、残念ながら飯綱町全体が過疎の指定を受けるような状況になってしまいましたので、全体として地域の人口が減っていくという状況については、これからも残念ながら続いていくのだろうと思っています。

議員がご指摘のとおり、それに伴う区や組の機能が維持できない。維持できないということは、その地域の衰退につながり、ひいては飯綱町全体の衰退につながるということになるかと思っています。

そのような意味でも、いろいろな対策を模索する中でなんとか、少なくとも人口増ということは、日本全体としてなかなか難しいだろうと思っていますが、人口の微減もしくは社会増等に真剣に取り組んで、併せて集落機能の維持を図っていきたいと。集落機能の維持の進め方については、繰り返しになりますが、一方的なトップダウンではなく地域の皆さんとしっかり話し合う中で新しい組織等を構築していくようにしたいと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） ちょうど4年前ですが、令和元年6月議会での質問になります。当時は、集落組織維持の取組の一方で集落創成事業の進捗状況を鑑みながら区・組の存続手段として、幾つかの単位組織による新しいコミュニティづくりへ移行できるか動向を見守って検討していくとされてきました。そこで、当時の代表者会議の様子をお聞きいたしました。集落創成事業を進める前から検討してきたが、地域差があり切実な状況にならないと進まないデリケートな部分を含んでいて、もう少し時間がかかるとの回答をいただき、現状に至っていると思われま

す。

時の経過とともに年代構成や社会情勢が変化しております。現在、再生について区長会や組長会での協議は行われているのか、その進捗状況をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご指摘のとおり、平成28年の区代表者会議等で、先ほど申し上げました大きなブロックにしてやっていくのはどうか、ある意味では役員の数も減るということで、なり手不足等も併せて解消していけるのではないかということの説明した経過があります。ただし、その時にはっきり議会にも言った覚えがあるのですが、ちょうど100人から120～130人くらいの区の区長は、「なぜ、そのようなことをする必要あるのだ。うちは一向にそういった必要性は認めていない。今くらいの単位で十分だ」というご意見も実はありました。これもまた無理からぬご発言で、その辺で町を挙げて大きなブロックに進めていこうという話は少し収まってきた感じがあります。

それに相反するといえますか、そのような中から新たな地域の活性化対策として、今もご利用いただいている地方創生推進交付金事業を進める中で、集落を活性させていくという集落創生事業を町として独自に新たに創設をして、その取組を29年度から進めてまいりました。大きくしようという話は棚上げになり、今ある集落をもっと元気よくしていくのはどうだろうかというところへシフトを変えて取り組んできた経過が現状だと思っております。

したがって28年度に区長たちに話を投げかけた、大きなブロックにしていこうという話については、29年度以降具体的な話はしておりません。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） それでは少し視点を変えてお聞きいたします。現在、町では地域おこし協力隊や集落支援員による活性化に注力されていますが、集落創生事業も終盤を迎えた地区では、事業を経験したことにより人材育成の面でも成果が見られたように思います。ある地区では5年かけてつくり上げたイベントを集落だけの事業にとどめずに、無線等を使い広く参加を呼び

かけました。実際は、隣の集落の参加者は通りがかった2～3人程度で、当事者が思っていた開かれた事業にはならなかったことが少し残念でしたが、集落内からは、そういう発展的志向が生まれていることも事実です。一方、受け取る側の考え方ですが、その集落への補助事業であるから遠慮したいなどの声もありまして、集落という壁に人の動きが遮られてしまったような気がいたしました。

町では、これまでも集落の連携については推進してきておりますが、このように集落創生事業を通して集落内からも、その枠を取り除くことがよいのではとの考え方が出てきております。特に少人数の集落同士の交流による横断的連携は、将来の集落維持には必要なことと考えます。集落同士の協働により関係性を構築することができれば、次のステップに進みやすいのではないかと考えますが、町の見解をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。まず、議員がご指摘のまだ実施をしていないところ、集落創生事業ですが、こういったところが共同で事業の実施をしたいという点。これについては、異論がないところです。また事業を実施し、ひとまず終了した地域においても、未実施の地域と一緒に連携して、また新たな事業に着手をすると、そういうものについても事業の導入といたしますか、そういったものを認めていく方向で進めていくのはどうかと、現状では考えております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） ただ今、答弁をいただきましたが、5年間の事業が終了する集落においては、次年度から活動資金をどう算出するかが課題のようです。4月末発行の集落創生新聞創刊号にも、事業終了後について継続できるような方法を模索していきたいなどの声が続々と上がっております。せっかく盛り上がってきた事業をストップさせずに続け、広めていくことが地域力を増すことと考えます。集落創生事業は新しい集落をつくっていく事業でもあると考えております。期間の延長ではなく、手を挙げた集落に限っては、第2弾として他の地区との拡

大事業を目標として支援が続けられたらと考えます。人口が少ない集落にとっては効果的とも考えますがいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ありがとうございます。それについては、私も内部的に検討をしてみました。確かに5年経過をしますと、ひとまずの区切りというようなご説明を申し上げてきました。農林水産省や国にもいろいろな事業がありますが、同じような事業でも少し名前を変えて、新たな事業というような考え方もあります。

みんなで歴史的なものを書物にまとめる、いい交流のエリアをみんなでつくり、そこで花やいろいろなものを育てるなど、そして、そういったものが定着してきた。しかし、それで5年たったから終わりだというのではなく、願わくは、それらを使ってもっと多世代の交流というものが発展できないものか。他の地域との交流というものが発展できないだろうか。ここで地域の農産物などを1年に1～2回くらいは他の地域の皆さんにも来てもらい、販売をするようなエリアにしたい。そういうことをやりたいので、次のステップアップで5年間また事業やっていきたい。こういったことは、まさに望むところなので、そういった方面で継続的な事業の推進といったことを、ぜひ進めていくように、財源も必要なものではあります、これは早急に財源も見つける中で。

おかげさまで、ふるさと納税も6億7,000万を令和4年度の実績で上げることができましたが、10億になんとかしようと思っています。そういった皆さんからの寄付金、ふるさと納税を地域の活性化に、集落の創生に使用させていただく。これは最高な使い道だと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 区・組長制度についてお聞きいたします。以前、その経験者にお聞きしたことがあります、三水方面では伍長組でまとめた要望は組へ提出し、組からは区長に届けて町に提出になります。牟礼地区では各地区の区長が要望をそのまま町に提出できるという手続きの違いがありますが、そのことについて、どちらがスムーズに決裁されるか、時間がかかる

のではとの疑問を持たれていらっしゃいました。先ほども少しお聞きしましたが、この点についてはどうお考えかをお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 個々のケースについての答弁は差し控えさせていただきますが、町の立場とすれば、どこの申請であっても、その申請が例えば負担金を伴うようなものであったり、または地域を代表した申請でみんなが承知をした申請であるのなら、どなたが申請していただいても結構です。

今おっしゃるとおり、たぶん三水地区は組長が直接役場に提出されてもいいような案件はあります。または区長が承知していなければならないような案件、例えば組でやった事業について区で一部でも支援や補助があるのであれば、区長が知らないうちに組長がどんどん申請書を上げていかれてもそれは困るだろうという話があるのではないかと想定はします。

消防については、町が 100%負担をしてやっていく時代になったので、消防は消防団の班長や分団長の申請だけでいいのではないかと。なぜそこに区長のはんこまで必要になるのだろうというような話をしてきたこともあります。

特に倉井区の行政懇談会に行ったときには、組長が「区長までのはんこがなぜ必要なのか」というご意見も頂戴しました。先ほども申しましたとおり、どなたの申請であっても、その申請が総意のもので代表する人の申請であれば結構です。

今の時代、スマホで申請をしていただいているというものもあります。区や組の行事などでけがをされたといった保険の申請なども、いちいち役場まで来ていただかなくてもスマホで全部処理をするというものです。おそらく、先ほどの DX ではないですが、これからはもろもろの申請が代表される人の電子システムを使った申請書で済ましていくという、そういう時代になっていくのだろうと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） これまでの質問でもたびたび申し上げておりますが、人口減少が加速する

中、地域運営には当然女性の参画は必然的であると考えています。しかし残念ながら、まだまだ固定観念から脱せず意識改革が進まないこの町です。役員のなり手不足の中、きちんと役割分担をして、もっと女性の参画が進んでほしいと願っております。その中でも、今年度は3名の女性が組長と副区長、副組長として、それぞれ誕生したとお聞きしました。これからは集落の体制も少しずつ改革されていくと考えます。

将来的に再編された場合、人口が増した地区では役員選出が容易になりますが、広域になった分、住民が集まりにくくなることも考えられます。最後に、暮らしに最も身近な集落組織は、生活の拠点であり住民にとっては今後の暮らしに大きく関わってきます。区・組の集落機能は今後どのように改善されていくのか、集落機能の健全化に対する見解をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 本当に貴重なご質問で、今年度の行政課題にしておりますご質問を集中的にいただいて、ありがたいと思っております。

結論的には、集落といいますか地方の組織は、維持をしていかなければならないものだと認識をしています。ただし、議員がおっしゃるとおり組織というものがあればそれでOKだということではなく、組織が活動をしてこそ、その存在価値があるので、組織が存在しているだけでは全く意味のないものだと思います。したがって、大きな組織にするとすると、議員がおっしゃるとおり、みんなが参加しやすい、しにくいという問題がたぶん出てくるであろうし、一つの行動を起こす時に私たちは、どのような弊害が出てきて、どのようなメリットがあるのか、その弊害をこういう形で克服して、メリットが残っていくような方向を模索するといった事務的な行政活動が必要だろうと強く思っております。

あともう1点、今せっかく国で特別交付税を財源に、心配をいただいている集落創生の指導員といいますか、スタッフの設置をして集落の事務的な面も補完したり、一種の事務局的な面ですが、または集落として事業に取り組む時の助言者であったり、そういった人たちを配置することをできるだけ考えて、その中で全体として維持を図っていきたいと思っています。

私は、いろいろな意味で困った時は、よく神野直彦さんという東大の先生の『「分かち合い」の経済学』という本を見ますが、まさしく今は痛みや幸福を奪い合うのではなく、みんなで分かち合う、幸せを奪い合うのではなく、分かち合うという社会を構築していかなければ、地域といえますか集落の創生というものは、なかなか難しいのではないかと思います。それは、田舎だからできる素晴らしい事業だと思って取り組んでいきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） それでは、次の質問にまいります。商工費の健康増進事業についてお聞きいたします。

計画の概要は、町の魅力を活かした観光の町づくりで、観光客との交流による関係人口の増加、そして町民の健康増進を目指すとされています。この事業ではノルディックウォーキング月例イベント委託、大会運営補助として97万8,000円が計上されています。

この地には、信州の霊仙寺湖ノルディックウォーキングコースがありますが、国際ノルディックウォーキング連盟に加盟する日本ノルディックフィットネス協会が公認する第1号の高評価のコースということです。ホームページを見ますと、善光寺から北へ30分という好立地にある北信州飯綱町霊仙寺湖畔に広がる芝広場、桂山の林道、遊歩道など美しい自然を体験できる標高830メートルから924メートルの高地の中に、初級2.3キロメートル、中級5.5キロメートル、上級8キロメートルと12.5キロメートルの幅広い年齢層が楽しめる4コースを整備し、飯綱町霊仙寺湖から広がる北信州の美しく雄大な自然をゆったりと満喫できるコースであると紹介されています。

全国で4万人ほど、地元いづなサークルの登録者は二十数名と、まだ少人数参加のスポーツではありますが、最近はサークルに所属しなくてもストックを手にウォーキングする姿をあらこちらで見かけるようになりました。

さて、広まりつつあるノルディックウォーキングです。4月から11月までの8回の体験会には、毎回20人から40～50人の参加者が楽しんでいただけるようですが、この推進事業に対する町の評価をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 清水産業観光課長。

[産業観光課長 清水純一 登壇]

○産業観光課長（清水純一） お答えします。事業の評価ということですが、大きく要素として2つあるかと思います。

1点目の健康増進の関係です。このコースの特性としまして高地で標高差もあり体に適度な負担をかけられることや、木立の中を歩くコースで体にも優しいコースです。こういったコースをノルディックウォーキングすることは、健康増進に大きくつながるコースだと思いますし、良い事業と評価しております。

もう1点としましては、関係人口というものがあろうかと思います。この点につきましては、平成30年にノルディックウォークの大会が最後にありました。それまでの経過を見ますと県外からの参加者が6割を超えております。また、先ほどありました体験会につきましては、昨年まで実施しておりまして、こちらにつきましても町外からの参加者が、おおよそ半分程度参加しております。こういった状況からも関係人口の増進につながる事業だと評価をしております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） ノルディックウォーキング発祥の地はフィンランドで、人々の心身の健康増進と体力向上を目的とした生涯スポーツとして2000年に普及されたようです。今年、INWA、国際ノルディックウォーキング連盟では9月に「ワールドカップノルディックウォーキングハーフマラソン長野2023」をこの飯綱のコースで開催予定としています。大会参加人数は400名を募るようで、信州霊仙寺湖ノルディックコースは大変歩きやすく人気のあるコースということで、ワールドカップは国内外からの参加者が予想されます。

町の魅力を活かした、この観光資源での今大会は飯綱町PRのよい機会になると考えます。町はどのような対応をお考えかお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 清水産業観光課長。

[産業観光課長 清水純一 登壇]

○産業観光課長（清水純一） お答えします。議員のご指摘のとおり、この大会は飯綱町を知っ

てもらえる大きなチャンスと捉えております。飯綱町の良さを知っていただく取組ということは、おもてなしやPRなどがあるかと思いますが、このあたりは産業観光課の中でも、これからまだ時間ありますので、しっかりと検討した中で、この大会で飯綱町を宣伝していきたいと考えております。

また、このワールドカップは県外や海外からの参加者も見込めますので、関係人口の創出に期待ができる大会だと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） コースの紹介では飯綱町の美しい自然の中へ引き込まれるような文章と写真が目にとまり、歩いてみたくなる人も多く、また、来てみようと思う観光客の誘因にもつながっています。そして、この自然豊富な環境は森林セラピーの役目もあると考えますので、そのようなアピールも必要かと思えます。そして、この大会をきっかけに関係人口を増やせる大きなチャンスでもあります。

9月は早生のりんごが出回る頃になりますが、日本一のリんごの町のPRを兼ねた販売等の計画もあったらいいと考えます。また、りんごの町を印象付ける何か、例えば、みつどんグッズのぬいぐるみやバッジ、または、みつどんの日本手拭いも海外の方には喜ばれます。参加賞としてお持ち帰りいただくことで、りんごの町のアピールになり知名度が上がることも期待されますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。確かに、町を宣伝する、りんごの宣伝をする非常にいいチャンスだと思っております。

ノルディックマラソンは、私も大会の関係者にお会いしてお話をした時もありましたが、これから大いに広まっていくスポーツだと思います。

飯綱町の宣伝という意味では8月の下旬にゲートボールでいづなオープンという大会が、10年ぐらい前から開催をされてきています。海外からの参加はないですが、大変多くの人数が

近隣の県、新潟県、群馬県など、長野県は長野県中から集まってまいります、600人、700人という人たちが来る大会もあります。

したがって、いろいろな意味で、ノルディックの皆さんにノベルティーのようなものを出していくというのは、もうしばらく様子を見たいと思っております。気持ちよく、誠意を持って皆さんをお受けし、ただ今話の「つがる」などの早生のりんごを試食していただけるような機会を持つてみるなど、PRについては一生懸命やっていくように計画していきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） また今大会は、国際的な役員各位がみえる中、日本ノルディックフィッテネス協会親善大使である荻原長野市長も公務としてご参加予定で、一緒にコースを歩かれるとお聞きしております。大会には、ぜひご参加いただきたかった町長も今回はご参加予定とお聞きしておりますので、大会も盛り上がるのではないかと関係者の声も聞かれました。

会場になるコースの整備は手動の草刈り機で行う地味な作業の積み重ねにより、約10年かけて造り上げられているそうです。この信州霊仙寺湖コースは整備状態が大変よく、近隣にはこれだけ整備されたコースがないことから評価が高く、今後も大きな大会の誘致が予想されます。

そこで、マラソン大会等でよく見かけると思いますが、イベントアーチがあると大会の雰囲気も盛り上がると思います。このアーチは60万円くらいするそうですが、町のPR広告も可能であり、ほかのイベントでも共有できますので、町の備品としてお考えいただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 予算的な措置はまだ、新年度予算では計上していなかったと承知をしております。アーチ等も含めて、これからどのような必要費用がかかるか、実質的には天狗の館にいます飯綱東高原観光開発のスタッフが事務局的な意味で実施をしているという内容です。これだけの大会になってくると、町としても実行委員会の中にどのように関わっていくかも含めて、今後検討したいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） ぜひ前向きなご検討を期待しております。

今、健康増進や健康維持は多くの方が、その必要性を感じ興味を持っています。このフィットネスウォーキングは簡単な歩行による効率のよい有酸素運動で、加齢や運動不足による移動機能の低下であるロコモティブシンドローム予防の効果もあると聞きます。また現在も東高原に訪れた観光客の中には、整備されたコースで季節を感じながらウォーキングを楽しむ人が増えているそうです。引き続き飯綱町に足を運んでいただくためにも、この観光資源をいかに活かすのか、開催している体験会では町外からの参加者も徐々に増えているようです。町にある恵まれた観光資源の最善活用について今後の町の関わり方をお聞きいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 繰り返しの答弁になりますが、ノルディックウォーキングは比較的まだ歴史の浅いスポーツであります。ヨーロッパなどでは健康という意味でも、皆さんに深く愛されているスポーツだと思っています。町としても、現在は委託料のようなものは16～17万の予算計上をしておりますが、先ほど申しましたとおり、東高原で年間に何回かの開催があるなど、場合によっては素晴らしい三水地域での樹園地の間をウォーキングすることが可能であるならば、それも素晴らしいことと思います。健康増進も含めて、いい意味での町の観光資源を活かすスポーツをして考えていきたいと思っています。

○議長（渡邊千賀雄） 中島議員。

○6番（中島和子） 今はノルディックウォーキングを中心に質問させていただきましたが、昨年度末の東高原観光施設運営協議会におきまして、霊仙寺湖の冬のワカサギの穴釣りは、ほかの釣り場と比べて大変魅力があり、磨けば光る原石のようなものだとお話しされました。外部から見るとそう見えるということで、地元ではなかなか気付かきませんが、町の豊富な資源がたくさんある東高原の今後の発展を期待したいと思っています。

これで私の質問を終わりにいたします。

○議長（渡邊千賀雄） 中島和子議員、ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩に入ります。再開は11時ちょうどからとします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

◇ 中 井 寿 一

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号2番、中井寿一議員を指名いたします。中井寿一議員。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一。通告に従い質問させていただきます。

教育の自由化は唱えられて久しいです。古くは昭和の時代から教育審議会の答申に教育の自由化という言葉が表れています。その中で、教育の自由化は個性の重視とも置き換えられており、この個性の重視こそがここ最近の教育の多様性のもとにもなっております。

本来、教育の自由化にはオルタナティブ教育、いわゆる小学校、中学校以外の教育機関による教育も含まれており、これがフリースクールの発足にもつながっております。町内には2つのフリースクールがあり、町の発展にどうつなげていくのか、その対応は迫られていると考えております。

そこで質問を行います。第1番、教育の自由化についてどう考えておられるのか教育長にお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。議員がおっしゃる教育の自由化はなかなか解釈が曖昧かと思えます。教育委員会は学問の自由を保障する立場に立ってやっておりますので、それについてお答えしたいと思います。

戦後、日本の教育は日本国憲法第23条で保障された、学問の自由に基づいて教育基本法、そ

の下にある学校教育法、学校教育施行規則等の法律に定められた理念や規則にのっとって行われているわけです。ですので、飯綱町ですと飯綱町の住民の学問の自由を保障することを第一義として、学校教育に取り組んでいるわけです。

議員がおっしゃったオルタナティブ教育など、世界にはいろいろな教育手法、学問体系があり、諸外国でもいろいろな形で行われていますけれども、それを私立の法人の立場やフリースクールでやられるのは全然問題ないと思います。

公立の小中学校におきましては、今、申し上げたように法律に基づいた中でいかに子どもの学びの保障を整えていくか、学びの自由を保障していくか、そういう観点でやっております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） ありがとうございます。教育の多様性、この場合ははっきりと定義させていただきますが、この多様性は個性の重視という意味です。個性を重視するには、たぶん必然的に先生の数が必要になってくるかと思えます。

今まで、公教育は当然ながら効率をかなり優先してきていると思います。その中で、だんだん子どもの個の重視から、例えばクラスの人数が減っていくということになっていると思います。基本的には効率を追求する、公立の学校で個の重視が本当にできると考えているのか、あるいはできる範囲でしかやらないのか、どう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 教育の多様性についてのご質問ですのでお答え申し上げます。先ほど石川議員のご質問の中でも述べましたけれども、今、日本の公立と私立も含めた学校教育は大きな分岐点に差しかかっていると思っています。新学習指導要領で本当に大きな転換がなされています。

分かりやすく言いますと、例えば、私たちの昭和世代が受けてきた教育というのは横並びの一斉授業です。先生が黒板の前に立って先生の教授されることを子どもたちは黙って聞いて理

解する。一斉の横並びの一律授業。そういうところでうまくなじめない子、はみ出しまう子は勉強に対する興味を失ってしまったり、学びづらさ、生きづらさを感じる面があったと思いますが、今は発想の転換ですね。かつて私が教壇に立っていたときに、研究授業や研究協議会で何が大事かという、教師がどう授業を仕組むか、教師がどう発問するか、教師がどう子どもの姿を捉えるか。主語が教師でした。

今の学校教育は主語は教師ではありません。子どもが何をどう学ぶか、子どもが何を追求するか、子どもがどんなことに興味を持ってやっていくか。子どもが主語に変わってきています。そういう意味では一人一人の子どもの多様性、個性を大切にしています。例えば、横並びで一定の枠に収まる子はいいけれども、そこからはみ出す子は「あんたやる気がないんだね」「あんたは落ち着きがないね」「人の話を聞いていないね」みたいに先生から注意され、はみ出す子はネガティブな捉え方をされることがあったと思います。今はそうではなくて、そういう一人一人の多様性にどう対応していくのかが学校教育の柱になっております。個の多様性というものを尊重した柔軟な指導の在り方はまだ緒に就いたばかりです。

先ほど述べさせていただきました自由進度学習も含めて、今は学校現場、教育委員会といったものが一生懸命模索しながら、子どもたちの学びの自由をどう保障するか頑張っているところなんです。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 昔に比べて先生の負担もたぶん大きくなっていると思います。おっしゃるとおり、しゃべっていればよかったというのが、今は子どもが主役で、一人一人の子どもの面倒を見なくてはならない形になっていると思います。

昔に比べると子ども一人一人にかける先生の時間はかなり多くなってきていると思います。昔は一クラスの子どもの人数は50人、40人でしたが、今、長野県では35人になっています。

飯綱町としては今の進め方でうまく対応できると考えておられるのでしょうか。実際に子ども一人一人に対応するとなると先生の時間はべらぼうに取られていくと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。昔と比べて先生の負担が増えているかどうかについては、一概には言えません。

物理的なしんどさから比べたら、例えば今、新聞などで報道されておりますけれども、飯綱町でも教員の超過労働、時間外勤務などの調査をしております。10年、20年、もっといえば私が教壇に立っていた頃のことを思えば、勤務時間外の労働時間は減っています。私が教員をやっていた頃は、勤務時間外は問題外でした。私たちの頃は1日何時間働いているということすら話題にならない、意識に上らない。そういうことを思うと、今、働き方改革で先生たちの負担を減らそうと国も県も努力していますし、地方の教育委員会も学校現場の先生方も努力されています。

では、時間が短ければいいか、学級の人数が少なければ先生の負担が減るかといったら、教育というのはそういう単純なものではありません。工場で決められた時間内にどれだけの商品を生産するその効率を上げる、労働時間を短縮して労働改善につなげるなどの、そういう単純なものではないです。人情として多かろうが少なかろうが学級担任としてはできるだけ一人一人の子どもに目を向けて、一人一人の子どもと触れ合ってやっていきたいと思っています。例えば、一クラス40人から30人に減ればそれで変わるかといったら、今まで十分に話ができなかった分、一人一人に時間が割けると考えてやればそれで仕事が減るなどの単純な問題ではありません。

議員がおっしゃったようなことをイエス・ノー形式で答えることは難しいと思います。ただ、全体として超過勤務時間を減らすことは重要です。それから教員が果たすべき責任の軽減です。前回の議会のときにも議員の質問にあったと思いますけれども、教育活動の中でも教師が責任を持つものと教師が必ずしも指導しなくていいもの、保護者が負担するべきもの、地域で支援していくものなどいろいろな形で軽減に努めたりと、教育活動も多面的で多様化していると考えております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 先生の労働時間の短縮ではなく、先生が子どもにかかる時間の話を取り上げてほしいと思います。例えば、子どもに1人5分話をしたとすると、10人いればそれだけで50分かかるわけです。そうすると1時限の単元が終わってしまうわけです。個の重視を本当に行うのであれば子どもと会話する時間が必要になってくると思います。

今のクラス人数は適切なのか、個の重視といっても今の人数ではクラスの数からして限界があるなどのお考えはないでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えします。学校における教育活動というのは教師と子どもの関係だけで成り立っているものではありません。もちろん、学級担任、教科担任、学年の担当者が一人一人の子どもに目を配りながら、時には会話をしながら子どもたちの成長を見守っていくわけです。しかし、子どもが学校に来ていろいろなことを学んだり、成長していく過程は先生との関わりにおいてだけではありません。友だち同士、自ら教科書や図書館の本、いろいろなインターネットの情報を調べて学んだり、地域の方との体験学習でいろいろなことを学ぶ。そういうことを総合して、子どもたちはいろいろな学びを通して成長していくわけです。ただ単純に子どもと教師がどれだけ話をしたかということで、子どもに寄り添った教育がされているかという単純な捉え方はできないのではないかと思います。

ただ、担任と子どもが対面で話をして日頃の悩みを聞いたり、担任がその子に向かって褒めたり、いろいろなことを聞いたりする時間は必要ですので、各学校において懇談の時間を計画的に取ったりして、できるだけ個に目を向けるように、例えば日々の子どもの日記や連絡帳でのやりとりなど、いろいろな形で学校の先生が子どもに寄り添う努力はされていると思います。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 私は実際に、自分の子どもや他人の子どもも含めて面倒を見る機会はいろ

いろいろありましたが、学問を教える意味ではなく、子どもを育てる意味では大人との会話は非常に重要だと感じております。

今の学校教育で十分だとおっしゃるのであればそれはそれで構わないですけれども、全ての保護者がいいと思うわけではありません。実際に圧倒的に少人数のところ、親身に子どもと一緒に、ある意味一つの家族みたいな感じで子どもを教えて育ててくれるようなところを望む保護者もいるわけです。

既存の公立の学校でよしとする保護者、先生。そうではなく、もう一つの育てるところに重点を置いた、今、話題になっているフリースクール。そういう学校とすみ分けができるのではないかと思います。その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員がフリースクールについておっしゃいましたけれども、義務教育の学校は市町村がつくっています。そこは先ほども申しましたように、あくまでも憲法、教育基本法、学校教育法等の法律に基づいて行っているものです。ですから、いろいろな工夫をして多様性に対応するといっても法律の枠の中で運営されるものです。

それに対して現在、日本の公立学校の教育の在り方では物足りない、自分の子どもにはもっと別の形の教育を受けさせたいという方もおられます。義務教育は親の義務ですので、親御さんの判断において、私立や場合によっては独自の教育理念で行っているフリースクールといったところにお子さんを通わせるのは保護者の責務において行われることであり、教育委員会がそれについてどうのこうの言う立場ではないと思います。それは保護者の判断に委ねるところだと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 今、教育委員会は法律の範囲で行っているという話でしたが、例えば、飯綱町として子どもの教育全般という範囲で見ると、国が定めた法律内だけで動いていいのかという考えもあります。

フリースクールは学校ではなく、ただの民間の組織です。文科省はフリースクールに登校する日を積極的に登校日として認めるよう通達も出しております。全く法律の管理外であるのは確かですが、指導や管理監督という意味ではなく、飯綱町の子どもの教育という意味で教育委員会が教育の一手段として、その存在を積極的に見つめて何か行動ができるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。フリースクールと公立の小中学校との組織は全く別物です。もともとの設置の基盤も違います。そのところが混乱しないように整理をしながら話をしたいと思います。

教育の多様化ということについて、今、教育委員会も取り組んでいます。一人一人の子どもの学びを保障する観点から、子どもの実情、ニーズに合わせた形を柔軟に取っていきこうと、公立の小中学校でもそういう施策は取っております。例えば、基本的に自分の所属する学級で勉強するのですが、いろいろな事情で教室に入れられないお子さんはリソースルームのような形で、別の教室で個別学習をするなどします。かつて飯綱町でも、なかなか学校には足が向かないけれども勉強はしたいというお子さんのために、りんごパークセンターの一室で中間教室というものを運営しておりました。それは教育委員会が子どもの学びの多様化を保障するというものです。現在、中間教室のニーズがないので今はありませんけれども、必要があればいつでも開校できる準備はしております。

それとフリースクールは全く別物です。これはあくまでも、それを経営していらっしゃる方の教育理念に基づいてやっているものです。名前はスクールと言いますが、学校ではなく無認可の組織です。

でも、教育委員会には全く関係ないかと言うととんでもない話です。実際に、学校に行けなくなって不登校になってしまったお子さんが、フリースクールに通うことによって学ぶことができる、そこでの友だちとのコミュニケーションから世界が広がるという点で、私的な組織で

はありますけれども、公教育に果たしている役割は大きいわけです。

ですから、飯綱町も2つあるフリースクールとの横のつながりを大事にしています。前にも申し上げましたけれども、フリースクールはあくまでも無認可ですので、飯綱町に住所があるお子さんはフリースクールに通っていても飯綱町の小中学校に籍はあります。例えば、お子さんが飯綱町の小学校、中学校に来られなくても、フリースクールで勉強しているお子さんに関しては、それを登校日としてカウントしております。中学生であれば進路について、フリースクールと情報交換をして相談活動もやっております。

今、飯綱町は町の施策として児童生徒に教材費として年間1万円の補助を行っています。フリースクールに通っていらっしゃる飯綱町のお子さんにも同等の補助はしております。これは付け足しですけれども、飯綱町の小中学校で机を新しく入れ替えたけれども、まだ十分に使える机がありますなど、教材や教具などで融通できるものはそのたびにフリースクールにも声をかけさせていただいています。協力できることは協力して、互いに助け合っていければという姿勢は昔も今もずっと変わらないままです。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次の質問に移らせていただきます。

県の私立中学校への助成金をどう捉えるかお聞きしたいと思います。私立の中学校は公立の中学校でないということですから、独自の理念、それぞれの信念を持っております。その中で生徒を集めて教育していくわけです。県は公立の中学校以外、私立の中学校にも助成金を出しています。その額も公立の中学校に匹敵するぐらい。公立の中学校は人数的にきっちりとした人数が取れないのでどうしても効率的でない部分が出てきますので多めです。私立の場合は基本的に人数を制限して取っていますので効率よくできますので、公立中学校に匹敵するぐらいの助成を受けています。県とすると公立中学校だけでなく私立にも同じぐらいのいい条件を出しています。選択の自由、公立に行くのも自由だし、いろいろな信念を持って私立に行くのも自由です。その辺の垣根を下げる努力をしています。

県の選択の自由に対する本気度に応えて、町としてできることはないかという意味で、少

しお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。私立の学校といえども法人ですので、文科省の定める法律に基づいて運営されております。私立学校だから何でも自由にできるかというところは違うと思います。そういう意味で、私立といえども学校法人でいろいろ法律に基づいてやっていますので、国またはそれぞれの都道府県の私学助成が行われていると思います。

先ほども申し上げましたけれども、そこに通う、通わないは保護者の責任において行われることですので、地教委がどうこういう問題ではありません。

私立の学校は設置者が市町村でもなければ教育委員会でもありませんので、国や県の上の組織に対して、市町村の教育委員会がどうのこうの言う立場ではありませんので、ここでどう考えと言われても、答える立場にないというお答えしかできないと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） もちろん国や県のやることについて町としては文句が言えないと思うのですが、ここでお聞きしたいのは、県がそこまで本気で教育の選択の自由をサポートしている中で、町としてそれに呼応して、それに合わせて何かできることはないかということを考えてほしいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員が県が私立の小中学校に通う選択肢をサポートしているという言われ方をしたと思いますけれども、そういうことはないかと思えます。いろいろな学校が設置されることは法律に基づいてやっていることですから正当なものであって、選択肢はそこに子どもを通わせる保護者にあります。保護者に対して国や県教委、地教委が「ああしなさい、こうしなさい」という立場ではないと思います。

余談ですけれども、公立の小中学校も少子化の中で、例えば 35 人学級の中で、36 人いれば

2クラスになると。それが35人、34人になったら1クラスになります。これは法律で定められているのでそのとおりになります。それが実際に中学校に進学する段階でそのまま来てくださると2クラスまたは3クラスでいけるところが、私立やそういうところにお子さんが行かれるので残念ながら3クラスが2クラスに、2クラスが1クラスになるケースもあります。

飯綱町としては大変複雑な思いです。できるだけ地元の学校に来てくださることを願うわけです。しかし、それに対して行かないでくれなどと言うべき立場ではありません。それは県においても、国においても同様ではないかと思えます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 県が教育の選択の自由について助成金を出すまでをしているのだから、例えば、私立に行けば余分な授業料を払わなければならない、経済的な負担もある。それは親の責任ですけれども、そういったものも含めて、飯綱町からそこへ通わなければならないわけです。町として敷居を下げる方策は考えられないでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

○教育長（馬島敦子） 日本国憲法、教育基本法、学校教育法等にあるように、義務教育は無償とすると国が定めております。それに基づいて日本の公立小中学校、義務教育は全て無償で行われています。そういう意味では、それぞれの教育委員会も子どもが無償で、例えば、家の収入や家庭状況、障害の有無や病気の有無などのいろいろなことを理由に、その子の学びが妨げられるということはあってはなりません。

そういう意味で公立学校は地域住民のお子さんの教育に責任を負うわけですけれども、その上であえて有料の私立の小中学校を選ばれるということは、先ほども申し上げましたが、公の立場がそれに対してどうのこうのということは筋が違うと思います。

高校は別です。高校は義務教育ではありませんので、公立の高校に行こうが私立の高校に行こうが、あくまでも義務教育の範疇ではありません。ですから、もっと高等教育を受けたい、もっと学びたいというお子さんが行かれます。そうなったときに、私立の高校は公立高校に比べたら保護者の負担も大変大きいですので、国や県が公費助成ということを積極的に行うこと

は大切だと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 具体的にお尋ねします。今おっしゃったように高校は義務教育ではありません。勉強をしたい人だけが行く高校に対して通学の補助が出ています。

義務教育である中学校についていまだに通学の補助が出ていないのはなぜでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。通学補助は電車の定期ですね。これについては JR が廃止されてしなの鉄道に切り替わったときに運賃が値上げされました。保護者の負担を減らすためにその差額を補助しようということで始まったことです。教育委員会の教育的な配慮というよりは、しなの鉄道を存続させるという観点があったと思います。

しなの鉄道を利用されるのはほとんど高校生ですので、通学補助をしていました。今年度から町長の方針として、高校生でなくても小中学生で公共の交通機関の電車バスを使われ通学される方には定期の補助を広げていこうということで今、動いているところです。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次の質問に行きたいと思います。

県の信州型フリースクール認証制度検討会議立ち上がりました。憲法 89 条でフリースクールについての助成金は禁止されています。憲法の解釈なので、いろいろ解釈がありますが、今、主流としては禁止という意味になっております。そこで県は、何らかの認証制度を設けることによってこの 89 条を回避しようとして検討会議を行っています。憲法 89 条というのは公の支配下でない組織、もともとは宗教団体がらみでしたけれども、解釈によっては宗教団体に限らないという解釈もできますので、フリースクールも入ります。公の支配下でない団体に対して助成金を禁止しているので、県としては何とかそれを回避するために認証制度を設けて公の支配下に置こうとしています。公の支配下に置いて県として何らかのできること、たぶん助成金をしてくれるのではないかと期待しています。

県がそこまでやっている中において、町としてやれることはないかお尋ねします。なければいいです。教育長、それについて何か。教育委員会の範疇ではないというお答えでもいいです。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えします。信州型フリースクール認証制度検討会議のことを議員はおしゃっているのかと理解しています。県は本年度、今、言いました信州型フリースクール認証制度検討会議を立ち上げました。第1回の会議が今年の4月21日に行われております。これは不登校児童生徒の多様な学びの選択肢を確保する観点から、学校以外の学びの場に関する支援の在り方を検討しようということです。

県の前向きな姿勢は大切だと思いますし、そういうことが進んでいくことは大変ありがたいことです。飯綱町にとってもありがたいことだと思っております。

結局、公教育は法律に基づいておりますので、法律に定められたこと以外はできません。こうやって新たに法の整備をして、教育の支援を広げていこうという県の動きだと思います。これについてはまだ立ち上がったばかりですので、これがどういう形になるのか注視していきたいと思っています。これが幅広くいろいろな事情を抱えているお子さんや家庭に支援の手を差し伸べることになればいいと思っています。

これはこれとして期待もし、注視していきたいと思いますが、それと並行して飯綱町も今までやってきた支援、できることは積極的に続けていきたいと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 次の質問に行きます。

町には2つのフリースクールがあります。これについてどう考えるのか、政治的なこともありますので町長にお答えいただきたいです。せっかく2つもあるので、これを町の発展に寄与させるお考えはあるのか。それとも、来てくれればオーケーで、通うなら保護者の都合で通ってくれというスタンスなのか。町長の方針をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えいたします。2つのフリースクールがあることは承知しております。

フリースクールを町の活性化に結び付けたらどうかということですが、今のところ任意の団体です。必要があってそこへ通うお子さんもいる現実については素直に受け入れていきたいと思っております。

強いて言えば、ご家族が他市町村から飯綱町へ移住してくる人口増みたいな活性化等はあると思っておりますけれども、現状として、もっと拡大してやっていこう、特別に皆さまのための宿泊や居住する施設を少し確保していこうというほどの意味の働きをしていく予定はありません。ただし、若者住宅や空き家の活用等を含めて、住宅の確保等は一生懸命やっていこうと思っております。そういうものを利用していただいてフリースクールに通うようになったということは大いにありがたいです。

フリースクールにもう少し大きなスペースが欲しい、もう少しどうだということについては、いろいろな施設をご紹介します、場合によれば相談に乗るなどの用意はあります。

○議長（渡邊千賀雄） 中井議員。

○2番（中井寿一） 以上で一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 中井寿一議員、ご苦労さまでした。

以上で午前中の日程が終了しました。これより休憩とし、再開は午後1時とします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時 0分

◇ 伊藤 まゆみ

○議長（渡邊千賀雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

発言順位4番、議席番号13番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

[13 番 伊藤まゆみ 登壇]

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、順次お聞きをさせていただきます。

まず、子どもたちの健やかな成長への支援の拡充を、ということでお聞きをいたします。新型コロナウイルス感染症流行の影響による子どもの抑うつへの対応は、ということをお願いいたします。

子どもの抑うつ傾向がコロナ流行初期から改善せず高止まりをしていると、国立成育医療研究センターの調査で分かったとの報道がありました。新型コロナウイルス感染者は 2020 年 1 月に初確認されました。同センターは 20 年 12 月、21 年 12 月、22 年 10 月の計 3 回、コロナが子どもたちに与えた影響を調べたということです。全国の小学 5 年生から高校 1 年生の、延べ 1 万 680 人に回答を依頼し、有効回答率は 5 から 6 割ほどということです。

抑うつ状況が中程度以上だった割合は、20 年度で 4 %、21 年度は 10%、22 年度は 13%になったとのことです。一方、子どもの保護者では改善傾向が見られ、専門家は、周囲の感染拡大から時間がたち、大人は不安や心配といった心の負担がコロナ前に戻りやすいかもしれないが、子どもたちは時間がかかると指摘しています。そもそも、子どもたちは抑うつということに自分では気づきにくく、周囲の大人は子どもの体調の変化や性格の変化を見逃さないでほしいと訴えておられます。

そこでお聞きをいたします。飯綱町においての状況を把握されておられるでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

[教育長 馬島敦子 登壇]

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。コロナウイルス感染症に基づいた抑うつ状態の町の状況ということですが、具体的な数字としては把握しておりません。ただ、3 年前、学校が全国的に臨時休業になった時に、臨時休業明けにやや欠席が増えたり、登校渋りの傾向のお子さんが少し増えたということは確かにありました。ただ、それが現在も尾を引いているかという、そういう報告はありません。

ただ、全国的に一斉に臨時休業した時期は、実は飯綱町ではほとんどコロナ感染者は出ておりません。問題はその後です。その後のほうが散発的にどんどん飯綱町の感染者が増え、そういう中で小中学生も陽性者が何人も出て、学級閉鎖や学年閉鎖を行った場合もありました。

今、議員がおっしゃったとおりで、私も懸念しておりますのは、大人の場合は自分の体調の変化を自分で自覚したり分析したりできます。報道を見ていますと、コロナ自体は軽くて直に熱も下がったけれども、その後倦怠感が何か月も、本当に1年以上続いたり、最悪の場合、仕事を辞めざるを得なかったり、ちっとも仕事に集中できなかったり、物忘れがひどくなったりなど。大人はそういうことを自覚できるのですけれども、小学生などはコロナが重症で入院しなくてはいけないようなお子さんはいないのですが、では、軽く済んだからその後の後遺症がないのかといたら、それは本当に難しいと懸念はしているところです。

ですから、原因がコロナかどうかという因果関係は明らかにしづらいところもあるのですが、登校渋りや体調を崩しているお子さん、不登校気味のお子さんなどについては引き続きいろいろな心のケアも含めてやっていきたいとは思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） こういう状況があるということを保護者の皆さんにはお知らせされているでしょうか。お聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） コロナの後遺症に関する事で、特別に保護者に向けて通知を出すなど、そういうことをしているわけではありません。けれども、いろいろな事情を抱えて登校できないお子さんや、そういった人のケアに関しては、第三者の専門家の力を借りながら、そういうことも加味しながら、おうちの方との懇談などもしながら対応しているところです。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 後段のところでもお話いただきましたが、参観日の後の懇談会の折など、時々に応じて、保護者の皆さんにもこういうような状況はお話をしておいていただいたほ

うがよいと思います。

日々子どもたちと接している、子どもたちを見ている方々、家に帰ったほうがたぶん心がゆったりするとか緊張感も少ないので、心のありようは学校にいるよりも、揺れや鬱々としたようなことは、たぶんたくさん出てくる可能性があると思います。そのところはなるべく多くの大人の目で見えていっていただきたいと思います。やはり心をかけていくことが早期発見につながり、早期対応につながっていくと思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

運動会が終わって、子どもたちはほっとしているところだとは思いますが、さまざま心に影を落としている部分が全くないということはないと思うので、そこをうまくどうやって乗り越えるかは、なるべくたくさんの人たちが、目をかけて手をかけて心をかけて、一緒に乗り越えていくことがとても重要になってくると思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。とにかく親や教師は、子どもが学校に行きたくないと言うと、学校で友達と何かあったのか、先生に何か言われたのか、勉強が嫌なのかなど、どうしてもそういう方向に走ってしまうとか、そういう方向で子どもの心を探ろうとしていると思うのです。けれども、本当に今、議員がおっしゃったように、そういうことだけでなく、例えばもしコロナウイルスに感染したお子さんが、その後調子が悪くしたら、例えばお子さんの様子をお子さんと話をするときでも、体の様子、例えば朝起きるとどんな感じか、勉強しようと思うと何か嫌な気持ちになるのかなど、そういうことにも心を配る必要があるかもしれません。そういった観点で、専門家の力も借りながら、ヒアリングしていくことは大切なことだと思います。また、この点に関しては校長教頭会なども通じて、学校に周知を徹底していきたいと思います。適切な貴重なご意見をありがとうございました。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 発症しなくても、発症したお友達を見てきたことで、さまざま思うとこ

ろがある子どもたちもいると思います。飯綱町の子どもたちはとても感受性も豊かで優しい子どもたちが多いと私は思っていますので、そういう意味においても、広い視野に立って対応していただきたいと思います。いいところはしっかり伸ばしてあげて、心も体も健やかに、この飯綱町で育ってってもらえることがとても大事だと思いますし、飯綱町はそれができる所だと思っています。そういう意味で、教育長、今後の課題がもし何かありましたらお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 子どもへの支援はコロナ禍に限らないのですが、特にコロナ禍に関していいますと、例えば、歴史上のスペイン風邪は歴史の授業で習った程度で、当時どれだけたくさんの方が亡くなったかというのは知識としては知っています。けれども、自分たちがコロナ禍を経験して、「ああ、こういうことなのか」と、その深刻さを初めて感じているわけです。

午前中にも申し上げましたけれども、コロナ禍の非日常も3年、4年続くと、これが日常になってしまいました。それで今度、もうマスクを外していいよ、普通の生活に戻るよと言われても、例えば小学生の低学年の子は、小学校に入ってからずっとマスクを外したことがありません。それが当たり前。先生の顔も友達顔もマスクを外した顔なんてほとんど見たことがない。それが、これは非日常、今度は日常に戻るよと言われても、子どもにとっては新しい生活が非日常ですので、そう単純に機械的な切り替えができるとは思っていません。ですから、やはり一人一人の子どもの気持ちや状況に寄り添いながら、個に応じた学習指導と一緒に、子どもたちの心のケアや生活の面での指導も個に応じた柔軟な対応ができればと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 教育の現場も日々どんどん変わっていく中、子どもたちを健やかに育てていくところは何ら変わらず、日々が重なっていくということになってきます。学校、保護者、そして地域も一緒になって子どもたちを支えていける、私はこの飯綱町はそういう所だと思っ

ていますので、もう少し、子どもたちに対応するところにおいては地域の方々にも寄り添っていただくようなお願いをしていってもいいと思います。

特に、学校が2つ閉校になって、その学校があった地域の方々にとってみれば、今は大変さみしい思いをされている。少なくなってしまった子どもたちの声が、通学バスによって日々聞こえなくなってきている状況の中で、ほんの少しでもそういう交流があった時にどんな対応をしてほしいのか。やはり地域の方々も、特に高齢の方々がとてもさみしいとおっしゃるのです。特に低学年は、帰ってくる時は人数が少ないからタクシーで帰ってきてしまうと。それこそ、ボタンという音で「あ、帰ってきたな」と分かる、声が聞こえないとおっしゃる。そういう意味においても、地域の方々へもどんな心配りをさせていただきたいかということも、もう少し頼るといいますか声をかけていただいて、一帯で子育てをしていくという地域の良さをなくさない努力をしていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今、伊藤議員が言ってくくださったことに対して1例を申し上げます。実は今、飯綱町は保・小接続カリキュラムに力を入れております。つまり、保育園は今、信州山保育で「遊びを通した学び」ということで、飯綱町の保育園もそうですけれども、大変クオリティーの高い保育をしてくださっています。そこで、子どもたちは遊びを通して本当に多くのことを学んでいます。

例えば、先週の土曜日も小学校の運動会があったのですが、地域の方の中には5月の運動会なんて1年生にとっては学校に入ったばかりで右も左も分からなくて、1年生は困るのではないかと心配してくださる方がいらっしゃるのです。とんでもないのです。1年生は保育園の時の運動会で、年長さんの時にはもう自分たちが園の運動会を仕切っているのです。いろいろな集団活動でそういうことをやっているから、練習時間は別に秋にやっても変わらないので、春にやったら1年生が付いてこれないかという、とんでもなくて。この間も三水小や牟礼小を見ていると、上級生は結構、係活動で席にいなかったりするのですが、そうした

ら席に着いている1年生が紅組と白組に分かれて一生懸命応援合戦をやっていたりして、「すごいな1年生」と思いました。

ちょっと話がそれて申し訳なかったですけども、そういう中で今年、牟礼小学校で新たな試みをしました。それはどういうことかという、保・小接続カリキュラムの一環として、1年生はまず朝来たら「はい、教室に入って」ではなく、まず一遊びするわけです。今までだったら、入学式が終わった翌日は給食を食べたら、お兄さん、お姉さんはまだ午後授業があるのだけれども、1年生だけは「はい、帰りますよ」でしたが、それをやめました。兄ちゃん、姉ちゃんが勉強している間は、1年生は何をするかという、遊びっからかすのです。

校長ではないですけども、保育園にいた時には延長保育で5時、6時までいたお子さんが、小学校に入った途端に2時に帰ってこられても、親も困る子どもだってすることがないというわけです。だったら学校で遊ばせようという話になって。そこで地域ボランティアをお願いしたのです。声をかけたら何人もの地域住民の方が、毎日は無理でも例えば1週間に1回とか、そうやって毎日毎日、何人もの方が朝と放課後来ていただいて。遊びですから指示は出さなくて、見守っていただく。遊びですから、先生が「さあ今日はみんなでこれこれしますよ」ではないです。子どもが自由に、その中で子ども同士のコミュニケーション、それから新しい友達の名前を覚える、そういうことを大事にして。そうしたら、1年生が小学校に入ってからスムーズに学校生活ができるようになったという。これはやって良かったと思うのです。

そういう中の成果としては、そういう子どもの変容を見られたということと、地域のパワーを私たちも知ることができたし、地域の方も喜んでくださって「楽しかった、子どもと一緒に接することができて」と言ってくださったことです。やって良かった、これからもこういうことを続けていきたい、広げていきたいと思っています。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 子どもたちの大変生き生きとした姿が見られたかと思います。ボランティアで入ってくださっている方々も、子どもたちの小さな変化にたぶんお気づきになられると思います。

私も子育ての最中によく地域の方に声をかけていただいて、私の知らない子どもたちの姿をたくさん教えていただきました。そういう意味でも、地域の方々にもこのコロナ禍での子どもたちの抑うつというものがあるのだということを知らせていただいて、小さな変化を見逃さないようにということ、まず一つお願いしたいと思います。お願いできますでしょうか。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） おっしゃったように、そういういろいろな取組を通して、多くの大人の目で、多くの大人の価値観で子どもを見守って、そこから子どもの姿をお互いに語り合って。それが教育現場に生きていけばと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 子どもの頃に、多くの大人ととてもいい関係を築いていくことは、その子の人生にとっても、大変豊かな色合いを残していつてもらえると思います。それを地域の皆さんに担っていただけるというところにおいても、とても重要な取組だと思いますので、ぜひともこれを広げていっていただきたいと期待をいたします。

次に、給食費の無償の実施をということで、町長にお聞かせいただきたいと思います。

岸田首相が鳴り物入りで発表した異次元の少子化対策は、国民の期待に反したものとなっており、給食費の無償は課題の整理というところに留まっています。ほかの子育て支援においても、予算さえも明確化できずに大変に不十分で、到底これでは少子化を止められるようなものにはなっていないと思いますし、子どもを持ちたいと思うモチベーションにつながらないと思います。もっともっと本当は根本的に見直さなければいけない点が多々あると思うわけですが、国はなかなかそこに足を踏み入れない現状があります。

また、長野県は、以前は日本共産党の県会議員の質問に、この給食費の無償に対してはそれぞれの自治体で対応してほしいという立場を取ってきていたわけですが、ここへ来て予算のための試算を始めたということですので、前向きな形が取られてくることを願うわけです。それを待っていることは難しいかと私は思っています。

長野県でも、全国的にも今、この教育の無償というところには大変多くの自治体に取り組んできています。東京都のある区でも、もう始まっている状況も出てきています。ただただ小さい自治体が、多くの人を受け入れたいがために取る施策ではなくなっていると思います。また、近隣では、町長もご存じだと思いますが、信濃町ではこの4月から第2子以降の給食費の半額補助を予算化して始めて動いておられます。この給食費の無償について、この間、教育長とはだいぶ議論をしてきましたが、平行線のまま交わることはありませんでした。

ただ、先ほどもありましたように、小中学校の設置者として、町長はこの教育費の無償についてどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。まず、給食費そのものを無償化にしていこうという基本的な方針、考え方に異論はありません。ぜひやっていただきたいと思っております。ただし、誰がどのようにやるかということについては、一部の政党がかなり宣伝していただいておりますけれども、大きな意味では国がしっかり面倒を見るべきだろうと、これが私の一番の考えではございます。

そうはいつでも、具体的に一自治体としてどうするつもりだというお話になりますけれども、この給食費は、だいたい1人当たり1食300円前後、年間5～6万円前後が費用負担としてかかりますので、決して安い金額ではないと思っております。しかしながら、町が面倒を見ましようとなった場合には、今、試算で年間4,100万から4,200～4,300万円の費用を必要とするようになります。これは今、もう予算がスタートして年度中途の一般質問でお話を伺って答弁をしている最中ですが、年間4,000万円を超える経常的補助的な事業を年度中途で実施に入っていくのは、かなりの事情がない限り、当初予算でしかるべき検討をすべきと考えております。

と言いますのは、飯綱町は合併して合併特例債という借金の事業がありまして、この総額が約50億円ばかりあったのですが、そのうち10億円は貯金してもいいよという、こういう借金のお金でした。これを約10億円積んで、それを子育て支援対策に充当してまいりました。しか

しここへ来て、もう合併 18 年、来年は 19 年目を迎えていくわけですが、そろそろ地域振興資金として 10 億円ためてきたお金が、底が見えてまいりました。

したがって、そういうことを考えて、学校給食を無償にすれば、どこかの事業をどういうふうに節約していこうではないかと。それを節約しても学校給食を無償にすることはもっと大きな事業価値があるのだとか、いや半分で何とか耐えていけるのではないですかとか、これはしっかりと予算編成の折に研究をし、そして大きな意味で、そういう方針で行くかと、それを議会に諮るべきだと、こういう考え方です。いずれにしても、補助事業は全てそのように対応してきております。したがって、学校給食を無償にするという必要性、またそういうものが喜ばれるだろうという価値観については議員とほぼ同じくしておりますけれども、それをどのような形でどの程度、どういうふうにやっていくか、これについては、私は十分研究をした上でその判断をしたいと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） この無償を満額やるかどうかということについてもまた議論はあるかとは思いますが、また、飯綱町においては、今 100%飯綱産米を使っている、そこに補助を入れていただいています。また今、有機野菜の栽培にも予算を付けていただいている、そちらに切り替えていくような段取りもつけていただきました。ただ、やはり有機野菜はどうしても普通の有機でない野菜に比べると高上りになるということも考えられるわけです。町長、この点について何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 夢でございますけれども、飯綱町の保育園も含めて学校給食は有機の野菜、有機の米でやっているのだと、あそこはすごいね、うちの子どももそちらに転校させたいくらいに思っているような価値がある事業だと思っております。したがって、それはぜひ、今回も補正予算で国の農水省の事業、これは 100%国庫補助事業ですが、総額で 400 万円ほどお金をいただいて、それに組み込んでいく予定にしております。

こういう事業については積極的に進めるのと、今、物価高騰で非常に生活が苦しい皆さんもいらっしやいますので、少なくとも現状の給食費をアップするようなことはどうしても私としてもそれはやめたい。値上がり分については町で負担していきたいと、そのように対応していきたいと思っております。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 有機に切り替えていくということに関して、昨年度少しずつ取り入れてきて、米はだいぶ前から100%飯綱産米にさせていただいたというところで、私は大変高い評価をしております。野菜に関しても、どうしても有機ということになれば高くなってくると思うのですが、その点についての手当ては町としてどのように考えておられますか。

○議長（渡邊千賀雄） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 栽培をしていただける人については、もちろん有機栽培のお米もそうですが、野菜も収穫量は非常にガタンと落ちてきます。したがってそれを続けていただくには高値で買うか、または農家に支援をするというようなことで栽培を継続的、発展的に進めていきたいと思っています。しかも給食費については、現状の価格を維持、これ以上アップするようなことはないようにして進めたいと考えています。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 自給率を高めるといいますか、町のものをなるべくたくさん使って、町の野菜、米の自給率を高めていくということはとても大事なことだと思います。また、給食に自分たちの作ったものを出していくということに関しては、栽培をする方々にとっては大変大きなモチベーションになっていくと思います。自分の作ったものが、子どもたちの血となり肉となり、そして日々の生活の中の活力になっていくというモチベーションは、農業をしていくというところにとっては大変大きなものがある。ご高齢になってきて大変ではあっても、やはりそういう生きがいにつながっていくことは、元気で長生きをしていただくための大変大きな力になっていくと思います。そういう意味においても、取り組む方々をなるべくたくさん増や

していただいて、なるべく多くの野菜、米を使った給食に近づけていっていただきたいと思
います。この点について、教育長がどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） ただ今、町長の答弁にもありましたように、飯綱町の学校給食も、もう
何年も前から米だけでなく、年間を通して本当に数えるほどですけれども、有機野菜も導入し
ております。その際は高上りですので、その分町のほうから補助をいただいて、給食に使うと
いうことをやっております。そういう機会の回数、野菜の品目、そういったものをこれから少
しずつ増やしていければと、そのために飯綱町も農業政策としてそれを大変重点課題としてや
ってくださっていますので、それに期待しながら学校給食にも反映させていきたいと思いま

それから、地産地消に関しましては、たびたび私はここで述べさせていただいていますけれ
ども、飯綱町の学校給食は栄養教諭それから調理員の皆さんの努力のおかげで、飯綱町産で使
えるものは本当にたくさん使っていただいています。県のほうからも、飯綱町は長野県内産の
食材を使う割合が県の中でも断トツだと評価いただいている次第です。そういう、本当に安心
安全おいしい給食に今後とも努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） でき得れば、作り手の顔が子どもたちに見えるような取組もしていっ
ただいただければと思うわけですが、その点はどのような取組をされているかお聞かせください。

○議長（渡邊千賀雄） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 実は、コロナ禍でなかなかできなくなっていたのですが、コロナ以前は
どういうことをしていたかという、例えば今日は飯綱町産のさくらんぼだよという、お昼
の放送でそのさくらんぼの畑や生産者の方を映像で流したり、または生産者の方に学校に来て
いただいて、一緒に給食を食べていただいたりしました。

それから調理場のほうもコロナ前は、パン給食の日のご飯を炊く手間が省けるので、それだ

け調理員さんの負担が減るので、調理員さんたちが手分けをして小学校や中学校の各クラスに出かけて行って、一緒に給食を食べながら、子どもたちの様子を観察したり、または子どもたちから直接給食の感想を聞いたり希望を聞いたり、そういう活動をしてまいりました。

残念ながら、コロナ禍でそれがずっと中断していたのですけれども、まだ給食も完全に元通りには戻っていませんので、例えば三水小学校はランチルームにはまだ戻っていません。まだ教室で食べています。そういうことで、できるだけ少しずつ正常な形に戻ってきたら、そういう、給食を作る人またはその野菜を育てて作ってくださる人、そういった人たちとの交流も再開していきたいと思っております。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 子どもたちの楽しみは、学校生活の中でも給食は大変高いものがあると思います、私たちが常任委員会で視察に入らせていただいて試食もさせていただきました。量もしっかりあって、おいしくて、子どもたちにとってみれば、やはりとても大事な栄養源だろうと思います。

そういう意味においても、町が支えられるところはしっかり支えていただく。やはりこの無償という話においては、しっかりと内部で検討していただいて、あまり遠くない時期に前向きな答えを出していただけることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 以上で一般質問を終了します。

お諮りします。明日6日から6月15日までの10日間、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、6日から15日までの10日間、本会議を休会することに決定しました。

6月16日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を3時間繰り下げて午

後1時に開くことにします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、6月16日の本会議は午後1時に開くことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時39分

令和5年6月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和5年6月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年6月16日（金曜日）午後1時開会

日程第 1 諸般の報告

報告第 7号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告について

報告第 8号 令和4年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 9号 令和4年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第10号 令和4年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第11号 議員派遣結果報告

日程第 2 常任委員会審査報告

（1）予算決算常任委員会

（2）総務産業常任委員会

（3）福祉文教常任委員会

日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第 4 発議第 3号 「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書案

日程第 5 議員派遣の件

日程第 6 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	青 山 弘	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農業委員会長	高 橋 明 彦	選挙管理委員長	木賀田 けさ代
総務課長	土 屋 龍 彦	企 画 課 長	平 井 喜一朗
税務会計課長	藤 沢 茂 行	住 民 環 境 課 長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	永 野 光 昭	産 業 観 光 課 長	清 水 純 一
建設水道課長	笠 井 順 一	教 育 次 長	高 橋 秀 一
飯綱病院事務長	相 澤 浩 幸	総務課課長補佐	近 藤 久 登

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	関 竜 典
---------	---------	-----------	-------

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 皆さんご苦労様です。飯綱町6月定例議会も本日が最終日であります。

これより本日の会議を開きます。

本日は会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第1、諸般の報告を行います。

報告第7号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告について、

報告第8号 令和4年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、

報告第9号 令和4年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、

報告第10号 令和4年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、

以上、地方自治法第180条第2項、町長の専決処分事項に関する条例第7号の規定による専決処分の報告案件1件、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告案件1件、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告案件2件の計4件を一括して説明を求めます。

なお、質疑は報告ごとに行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。最初に、土屋総務課長、報告第7号、報告第8号。

〔総務課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（報告第7号・第8号）

○総務課長（土屋龍彦） それでは、報告第7号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の報告について提案理由についてご説明させていただきます。議案の提案説明書1ページをご覧ください。

はじめに、本補正予算の専決処分の報告については、町長の専決処分事項に関する条例第7号の規定により専決したものでございます。

補正概要は、歳入歳出それぞれ 3,643 万 5 千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 88 億 6,223 万 5 千円とするものです。

主な補正内容は、ふるさと応援寄附金等の確定及び減債基金繰入金の確定のために補正を行うものです。

歳入については、18 款寄付金で、ふるさと応援寄付金を 42 万円増額、図書充実目的の一般寄付金を 40 万円増額しております。ちなみに令和 4 年度の最終的なふるさと応援寄付金額は 6 億 7,041 万 9,200 円になります。19 款繰入金で、減債基金繰入金を 3,725 万 5 千円減額しております。町基金条例第 8 条第 2 号により、減債基金は町債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において町債の償還の財源に充てることができることされており、本年度は減債基金から 2 億 2,243 万 6 千円を繰入れました。

歳出については、2 款総務費で、ふるさと納税事業の予算残額をふるさと応援基金積立金に組替え、さらに寄附金の増分 42 万円を増額しています。10 款教育費で、図書充実基金積立金 40 万円を増額しています。14 款予備費では 3,725 万 5 千円減額し、財源調整しております。

専決処分日は令和 5 年 3 月 31 日でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第 8 号 令和 4 年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明申し上げます。議案の提案説明書 1 ページ下段をご覧ください。

本報告につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項に関する、繰越明許費に係る繰越計算書の報告でございます。

3 月定例会における令和 4 年度一般会計補正予算(第 11 号)及び本定例会初日の補正予算(第 12 号)に計上した繰越明許費 13 事業について、その繰り越した額及び財源を報告するものです。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊千賀雄） 次に、笠井建設水道課長、報告第9号、報告第10号。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇・説明〕（報告第9号・第10号）

○建設水道課長（笠井順一） それでは、報告第9号 令和4年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明をいたします。議案書報告第9号及び提案説明書の2ページ上段をお願いします。

繰越額は、三水地区の建設改良費で1,749万円です。財源内訳は、建設改良費1,749万円すべて損益勘定留保資金です。

概要は、建設改良費、三水地区三水浄水場の非常用発電設備更新工事の工事費及び三水地区芋川京楽配水池への配水ポンプ更新工事の工事費です。両工事とも、コロナ禍等による部材、資材の調達に時間がかかり工事が進まず繰り越しになったものです。

関係法令は、地方公営企業法第26条第1項の規定によるものです。

続きまして、報告第10号 令和4年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明をいたします。議案書報告第10号及び提案説明書の2ページ中段をお願いします。

繰越額は、農業集落排水の営業費用で206万8千円です。財源内訳は、営業費用206万8千円全額国庫補助金です。

概要は、農業集落排水事業のクリーンピアみなみにおいて、機能強化に伴う維持管理適正化計画の策定を進めていましたが、国からの指示に対する提出書類等、内容の確定に不測の日数を要したため、維持管理適正化計画策定の工期が延長され繰越となったものです。

関係法令は、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定によるものです。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（渡邊千賀雄） 説明を終了し、報告第7号 令和4年度飯綱町一般会計補正予算（第13号）の専決処分報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

次に、報告第8号 令和4年度飯綱町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

次に、報告第9号 令和4年度飯綱町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。青山議員。

○5番（青山弘） 5番、青山弘です。公営企業法の規定ですけれども、もらった資料によると26条第3項の規定と書いてありますが言わなかったような気がするんですけども確認です。お願いします。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 提案説明書の方に第26条1項の規定によりと、第26条3項の規定によりと記載しておりますが、第26条3項の規定というのは今行っている議会に報告する内容の規定ですので、説明の中では言わなかったものです。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

次に、報告第10号 令和4年度飯綱町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑のある方おられますか。青山議員。

○5番（青山弘） 5番、青山弘です。先ほどと同じ質問です。提案説明書に26条2項と書いてありますが、元の方にはやはり3項と書いてある。これもさっきと同じ原因ということではないですか。

○議長（渡邊千賀雄） 笠井建設水道課長。

〔建設水道課長 笠井順一 登壇〕

○建設水道課長（笠井順一） 今回の質疑の内容につきましても同様です。議案書の表の上に第 26 条 2 項のただし書きでこの表を作成しておりまして、第 26 条第 3 項については議会に報告するという内容の部分です。

○議長（渡邊千賀雄） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、本報告を終了します。

続いて、報告第 11 号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び質疑を省略いたします。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。青山総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 青山弘 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（青山弘） 議席番号 5 番、青山弘です。総務産業常任委員会審査報告を会議規則第 77 条の規定により報告いたします。審査報告書に基づき審査の経過および結果を事件ごとに報告いたします。報告書をご覧いただきたいと思っております。

令和 5 年 6 月 16 日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、総務産業常任委員会委員長 青山弘。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定に

より報告します。

議案第 40 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例、可決。

陳情第 4 号 飯綱町の点字ブロックの増加についての陳情、採択。

陳情第 5 号 「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書提出についての陳情、採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 40 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例。

質疑、なし。

討論、なし。

採決の結果、賛成多数で可決とした。

陳情第 4 号 飯綱町の点字ブロックの増加についての陳情。

意見、陳情者の意見は理解できる。飯綱町は雪が降るため、凍結等が起こる場所には敷けない。点字ブロックの誤認事故の起さない場所においては、道路改修に合わせて積極的に取り組むべき。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第 5 号 「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書提出についての陳情。

質疑①、意見書案の中で「元請が負担するか下請が負担するか、税の押し付け合い」とあるが、どのような事態が起きているのか。

回答①、課税業者は、取引先が免税業者か、もし免税業者なら適格請求書発行業者になる予定があるか確認している。その結果、予定がなければ取引を継続するか又は消費税は自分が負担するか若しくは価格の交渉をするということ。

質疑②、制度開始後の経過措置に「80%控除」があり、元請が仕入れ業者の消費税分の全額を支払うわけではない。意見書の表現がオーバーではないか。

回答②、【仕入れ業者の 440,000 円の請求で 8,800 円のインボイス相当（2%）の値引きをし
なければならなくなる仕組みの説明があった】

質疑③、「新たに元請でもなく下請でもなく、消費者や国民・市町村民にインボイス制度で生
じる消費税分を負担させる動きが強まっている」という内容は、その分を売値に転嫁するとい
う意味か。

回答③、お見込みのとおり。

質疑④、令和 5 年の税制大綱が国会で可決された。10 月 1 日から始まるインボイス制度の廃
止や延期の可能性があると思うか。

回答④、取下げが多ければ考えると思うし、反対運動を広げて延期・中止に追い込みたい。
可能性があるから陳情を出している。

質疑⑤、「免税業者は課税業者になるか値引きを受け入れるか廃業するかと逃げ場のない選択
を迫られ」は、インボイス制度の経過措置や改正がされているので表現がオーバーではないか。
また、「長野市や上水内郡内からの相談が後を絶ちません」とあるがどこに相談をされているの
か。

回答⑤、長野民主商工会の事務局長をしているが毎日相談がきている。また、2 割特例や経
過措置についての周知もされていないため、多くの人は消費税の全てを負担しなければならない
い、あるいは値引きしなければならないと考えている。

質疑⑥、税率が変わらずインボイス制度が実施されると増額が 2 兆円になるということが理
解できない。なぜインボイス制度になると物価が上がるのか。その根拠と実態は。

回答⑥、価格に転嫁できるのであれば、それが一番楽だからである。価格を上げると物価は
上がる。

討論、なし。

採決の結果、賛成多数で採択とした。

以上です。

○議長（渡邊千賀雄） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め質疑を終了します。青山委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。伊藤福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 伊藤まゆみ 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。福祉文教常任委員会の審査報告を行います。

福祉文教常任委員会審査報告書、令和 5 年 6 月 16 日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、福祉文教常任委員会委員長 伊藤まゆみ。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。審査報告書に基づき、審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

議案第 41 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 42 号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 43 号 飯綱町立放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 44 号 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、可決。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 41 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑、本改正は虐待に関する項目を改正したものなのか。

回答、民法第 822 条の親権者の懲戒権に関する規定について、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があり、民法改正により第 822 条が廃止され、新たに第 821 条に監護及び教育の場面で遵守されるべき総則的な規定が盛り込まれた。あわせて児童福祉法における

懲戒権に関する規定も削除されたことから条例改正が必要となった。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 42 号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑①、保育園バス送迎安全管理について、町では実際どのような措置をとっているのか。

回答①、法律に基づき、町内保育園送迎バスすべてに置き去り防止安全装置を設置する予定であり、現在準備を進めている。

質疑②、園児置き去りをしないために現在とっている方策は。

回答②、バスでは、乗車時、降車時に運転手及び添乗者が車内に残っていないか確認を行っている。続いて、バスからクラスへの引渡しを確実にいき、担任が欠席連絡者との照合を行ったうえ、最後に園長も出欠席を確認しており、3重、4重のチェックを行っている。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 43 号 飯綱町立放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例。

質疑②、牟礼西児童クラブの廃止に伴い、牟礼西児童クラブ利用者が牟礼東児童クラブを利用することで混雑することはないのか。

回答②、すでに牟礼東児童クラブを利用している牟礼西地区の児童も多い。廃止された牟礼西児童クラブ利用者が増えたからといって受入れが出来なくなることはない。

質疑③、牟礼西児童クラブ施設の今後の利用方法は。また、今後希望する者が多くあった場合は再開する予定はあるのか。

回答③、牟礼西児童クラブはいいづなコネクト WEST 内にあり、今後はいいづなコネクト WEST の施設として利用される予定。また、再開については現在のところ考えていないが、今後、牟礼西地区に児童が増え、再開希望の声があれば、その時に検討を行う。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 44 号 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑①、附則第 2 項の「当分の間」の解釈は。

回答①、放課後児童支援員は、放課後児童支援員都道府県認定資格研修を受講し、資格取得している。現在、放課後児童支援員は全員資格取得済であり問題はないが、令和 2 年 4 月 1 日を持って経過措置が切れることから経過措置の延長を図るものとし当分の間とした。

質疑②、支援員数は現在の基準を継続するのか。

回答②、現在の基準を下げるつもりはない。

討論、なし。

採決の結果、全員賛成で可決とした。

以上、報告を終わります。

○議長（渡邊千賀雄） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め質疑を終了します。伊藤委員長、ご苦勞様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第 3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第 40 号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第40号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第41号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 41 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 42 号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 42 号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 43 号 飯綱町立放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第 43 号 飯綱町立放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第 44 号 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第44号 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 議案第45号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、議案第45号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（渡邊千賀雄） 陳情第4号 飯綱町の点字ブロックの増加についての陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は採択であります。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

陳情第4号 飯綱町の点字ブロックの増加についての陳情を採択にすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（渡邊千賀雄） 起立多数です。

したがって、陳情第4号 飯綱町の点字ブロックの増加についての陳情は、採択とすることに決定しました。

○議長（渡邊千賀雄） 陳情第5号 「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書提出についての陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

委員長の報告は採択であります。

まず、本案に反対者の発言を許します。樋口議員。

〔議席番号7番 樋口功 登壇〕

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書提出についての陳情に、不採択の立場で意見を申します。

消費税のインボイス制度につきましては、数年前の食料品の8%、それからその他の10%、

いわゆる複数税率を採用した際に既に決まっていたことで、これまでに令和5年からこのインボイス方式が採用されますよということで長年にわたって周知をしてきました。

また、経過措置につきましても、この5年後、さらにですね5年かけて、導入をしっかりとするためには必要な措置として周知をして、またこれから経過措置を適用して実施していこうとしているわけでございます。

これは総務産業常任委員会の方でも質疑を行っておりまして、先ほど委員長から報告をいただいておりますけれども、質疑に対してですね、回答がですね、全くその回答になってない。独善的な回答ですね。こういうものについて、一議会在、この内容が全く独善的であり、なおかつ不正確、こういう内容について、おそらくこれからの意見書の審議もあるんでしょうけれども、この内容で上げるというのはやっぱり私は賛成できない。インボイスの制度について、もう少し正面を向いて反対の理由を取るならばわかりますけれども、独善的なこのような意見で、これまで培ってきた導入の経緯から考えるとなかなか受け入れがたいということで、この意見書の提出についての陳情については不採択ということで意見申し上げます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 他に討論はありませんか。青山議員。

〔議席番号5番 青山弘 登壇〕

○5番（青山弘） 議席番号5番、青山弘です。陳情第5号 消費税インボイス制度（適格請求書方式）の実施延期を求める意見書提出についての陳情の採択に不採択の立場で討論を行います。

今回、陳情の意見書には、課税業者と取引する業者は、納めた商品やサービスの消費税分を課税業者が負担してくれなければ、それを免税業者が全額負担するか、値引きしなければいけないような内容で書かれています。このことにより免税業者は、「課税業者になるか、値引きを受け入れるか、廃業するか」と逃げ場のない選択を迫られており、3択しかないような表

現をしているが、実際には経過措置や制度の改正で負担はずっと軽くなり、免税業者のままという選択があります。実態とは異なる意見書の内容には賛成できないので、不採択にすべきと考えます。以上です。

○議長（渡邊千賀雄） 他に討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

陳情第5号 「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書提出についての陳情を採択にすることに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○議長（渡邊千賀雄） 以上のとおり、採決の結果、賛成反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本案に対して裁決を行います。

陳情第5号 消費税インボイス制度（適格請求書方式）の実施延期を求める意見書の提出についての陳情について、議長は採択と裁決します。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊千賀雄） 日程第4、発議第3号 「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書案を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議席番号6番 中島和子議員。

〔議席番号6番 中島和子 登壇・説明〕（発議第3号）

○6番（中島和子） 議席番号6番、中島和子です。発議第3号、令和5年6月16日、飯綱町議会議長 渡邊千賀雄様、提出者 飯綱町議会議員 中島和子、賛成者 飯綱町議会議員 風間行男、同じく目須田修、同じく清水満、同じく大川憲明。

消費税インボイス制度（適格請求書方式）の実施延期を求める意見書案。上記の議案を別紙

のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。裏面をお願いします。

「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書。

2022 年度の消費者物価が平均で 3.0%上昇し、民間シンクタンクからは「2021 年度と比べた家計負担はおよそ 10 万円増え、2023 年度はさらに 5 万円増える見通し」（みずほリサーチ&テクノロジーズ）との分析が公表されています。

空前の物価高・原油高・円安の中で政府は 2023 年 10 月より、「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」を実施しようとしています。

消費税インボイス制度の実施に伴い、消費税分を「元請が負担するか下請が負担するか」税の押し付け合いにより、今まで地域の中で良好な関係を築いてきた取引業者との間に軋轢が生じています。そして、新たに元請でも下請でもなく、消費者や国民・市町村民にインボイス制度で生じる消費税分を負担させる動きが強まっています。インボイスを発行しない免税業者と取引する課税業者も消費税負担が増えることを踏まえたインボイス制度実施による増税額が 2 兆円に上るとの試算も明らかとなりました（「月刊公平税制」長谷川元彦税理士）。2 兆円の増税分は国民一人あたり、年間 1 万 7 千円となり 5 人家族なら年間で 8 万 5 千円の家計負担増となります。

2021 年の生活水準を維持するためには、20 万円程の所得増や賃上げが必要です。

中小零細の事業者が消費税分を価格転嫁し所得を上げることは難しく、長引く不況の中で国民の 7 割が働く中小企業で賃上げを実現することも容易ではありません。このままインボイス制度を導入すれば、地域経済はますます疲弊し日本経済が今より衰退することは明らかなです。そして、免税業者は「課税業者になるか値引きを受け入れるか廃業するか」と逃げ場のない選択を迫られ、課税業者になっても価格に転嫁できない消費税は払えず、値引きするにも限度があり、インボイス制度で廃業をせざるを得ないという長野市や上水内郡内からの相談が後を絶ちません。また、取引先からインボイスを取れと言われて登録したが、「課税業者になるとは知らなかった」など、制度そのものの周知も不十分で実施後の混乱は必至です。

このようにインボイス制度は、立場の弱い免税業者を取引から排除し、廃業が相次げば地域

経済の衰退はもとより、中山間地では暮らしそのものを壊しかねない（維持できない）重大な問題も孕んでいます、国民への周知と理解は十分ではありません。

以上の趣旨を以て本議会は、政府に対して次のとおり求める。

記、コロナ危機と長期化するデフレの中、個人消費をこれ以上冷え込ませ、日本経済を後退させるインボイス制度は延期すること。

令和5年6月16日。長野県飯綱町議会議長 渡邊千賀雄。内閣総理大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

○議長（渡邊千賀雄） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 質疑なしと認め、質疑を終了します。中島和子議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○議長（渡邊千賀雄） 発議第3号 消費税インボイス制度(適格請求書方式)の実施延期を求める意見書案が、以上のとおり、採決の結果、賛成反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決をします。

発議第3号 消費税インボイス制度(適格請求書方式)の実施延期を求める意見書案については、議長は可決と裁決いたします。

◎議員派遣の件

○議長（渡邊千賀雄） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（渡邊千賀雄） 日程第6、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会、議員定数・報酬等調査研究特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊千賀雄） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（渡邊千賀雄） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和5年飯綱町議会6月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

先ず、本日ご提案申し上げました追加案件も含め、総ての案件につきまして原案通りのご決定を頂きまして厚く御礼申し上げます。

物価高騰対策の商品券配布など迅速に事務を進め、早期な住民支援を実施するなど、各事業の執行についてはスピード感を持った適切な執行を心がけていく所存でございます。

議決を頂きました令和5年度一般会計補正予算（第2号）の中に「まちづくり活動支援事業補助金」で65万円の増額補正がございます。集落支援事業とは異なる事業であり、地域のグループや団体等による地域の活性化につながる事業を支援するものであります。令和4年度は9件の申請でありましたが、今年度は17件と2倍に近い事業採択となります。事業の内容は、イベントや地域の資源を生かしたもの、文化や伝統を継承していくものなど様々であります。このような活動が全町的に広がっていくことは、地域の活性化につながるものであると共に、地域リーダーの養成、育成確保という面でも良い方向が見えてきたと感じております。総じて若い人達や女性が中心となって事業展開されるものが多く、日本一女性が住みたくなる町、若者の意見や希望を反映したまちづくりという面でも、今後の活動に大きく期待し、積極的に支援していきたいと考えております。

結びに、梅雨の季節を迎え、天候不順が続きますが、議員各位には健康にご留意頂き元氣にお過ごしいただきますようご祈念申し上げまして閉会のごあいさつと致します。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（渡邊千賀雄） 本日の会議はこれで閉じ、令和5年6月飯綱町議会定例会を閉会します。
長期間ご苦労様でした。

閉会 午後 1時54分

予算決算常任委員会審査報告書

令和5年6月16日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

予算決算常任委員会委員長 瀧 野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第45号	令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）	可 決

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第45号 令和5年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）

質 疑：地方創生臨時交付金について、今年3月に経済産業省から各都道府県に「地方創生臨時交付金のLPガス料金上昇抑制に向けた更なる活用のお願ひ」というLPガス料金の上昇に対する負担軽減対策に特化した支援を講じるよう事務連絡があった。補正予算には、エネルギーに関する物価の上昇に対し、非課税世帯へ1世帯当たり3万円の特別給付金事業と全町民に1人当たり5,000円の商品券を配付する事業が計上されている。長野県では地域の実情に応じたLPガスに特化した支援を行うと聞いたが、何か情報があるか。

回 答：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、エネルギーや食料品などの物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援する事業で、国の総予算額は1兆2,000億円の交付金事業である。この交付金は、低所得世帯に1世帯当たり一律3万円を給付する特別枠と自治体の判断で物価高対策として柔軟に対応できる事業に分かれている。ただし、国から推奨事業が示されており、基本的にはその中から各自治体を選択することになっている。国が示す推奨事業の一つとして、LPガスの負担軽減が含まれているが、当町では推奨事業の中から、消費下支え等を通じた生活者支援を選択し、全町民に1人当たり5000円の応援商品券を配布する事業を補正予算案に計上した。県のLPガス料金の負担軽減施策について、報道によれば、6月定例会に本交付金を活用するLPガス料金の負担軽減を図る経費を計上した補正予算を提出する方針とのこと。ただし、LPガス料金の負担軽減の方法や規模などは公表されておらず、具体的な支援策については今月の16日以降に公表する方針とのこと。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和5年6月16日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

総務産業常任委員会委員長 青 山 弘

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第40号	飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例	可 決
陳情第4号	飯綱町の点字ブロックの増加についての陳情	採 択
陳情第5号	「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書提出についての陳情	採 択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第40号 飯綱町若者住宅管理条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○陳情第4号 飯綱町の点字ブロックの増加についての陳情

意 見：陳情者の意見は理解できる。飯綱町は雪が降るため、凍結等が起こる場所には敷けない。

点字ブロックの誤認事故の起きない場所においては、道路改修に合わせて積極的に取り組むべき。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。

○陳情第5号 「消費税インボイス制度（適格請求書方式）」の実施延期を求める意見書提出についての陳情

説明者：消費税廃止長野連絡会 相沢道人 氏

質疑①：意見書案の中で「元請が負担するか下請が負担するか、税の押し付け合い」とあるが、

どのような事態が起きているのか。

回答①：課税業者は、取引先が免税業者か、もし免税業者なら適格請求書発行者になる予定があるか確認している。その結果、予定がなければ取引を継続するか又は消費税は自分が負担するか若しくは価格の交渉をするということ。

質疑②：制度開始後の経過措置に「80%控除」があり、元請が仕入れ業者の消費税分の全額を支払うわけではない。意見書の表現がオーバーではないか。

回答②：【仕入れ業者の440,000円の請求で8,800円のインボイス相当（2%）の値引きをしなければならなくなる仕組みの説明があった】

質疑③：「新たに元請でもなく下請でもなく、消費者や国民・市町村民にインボイス制度で生じる消費税分を負担させる動きが強まっている」という内容は、その分を売値に転嫁するという意味か。

回答③：お見込みのとおり。

質疑④：どこでそのような状況が起きているのか。

回答④：売電事業。ソーラーパネルとかをやっている人たちはサラリーマンや一般の人たちで、事業者ではない。自分の売っている電気のためにインボイスをとらないので仕入税額控除はできない。電気代を上げるということになる。

質疑⑤：インボイス制度実施による増税額2兆円とは。

回答⑤：インボイス制度によって物価が上がって生じる増収。

質疑⑥：令和5年の税制大綱が国会で可決された。10月1日から始まるインボイス制度の廃止や延期の可能性があると思うか。

回答⑥：取下げが多ければ考えると思うし、反対運動を広げて延期・中止に追い込みたい。可能性があるから陳情を出している。

質疑⑦：「免税業者は課税業者になるか値引きを受け入れるか廃業するかと逃げ場のない選択を迫られ」は、インボイス制度の経過措置や改正がされているので表現がオーバーではないか。また、「長野市や上水内郡内からの相談が後を絶ちません」とあるがどこに相談をされているのか。

回答⑦：長野民主商工会の事務局長をしているが毎日相談がきている。また、2割特例や経過措置についての周知もされていないため、多くの人は消費税の全てを負担しなければならない、あるいは値引きしなければならないと考えている。

質疑⑧：税率が変わらずインボイス制度が実施されると増額が2兆円になるということが理解できない。なぜインボイス制度になると物価が上がるのか。その根拠と実態は。

回答⑧：価格に転嫁できるのであれば、それが一番楽だからである。価格を上げると物価は上がる。

質疑⑨：この制度に賛成や反対が出るのはどうしてか。

回答⑨：政府のトップと大企業にメリットがあるから。ゆくゆくは消費税率を上げたいと思っている方たちが圧倒的に多いから。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で採択とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和5年6月16日

飯綱町議会議長 渡 邊 千賀雄 様

福祉文教常任委員会委員長 伊藤 まゆみ

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第41号	飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可 決
議案第42号	飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可 決
議案第43号	飯綱町立放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第44号	飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第41号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質 疑：本改正は虐待に関する項目を改正したものなのか。

回 答：民法第822条の親権者の懲戒権に関する規定について、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があり、民法改正により第822条が廃止され、新たに第821条に監護及び教育の場面で遵守されるべき総則的な規定が盛り込まれた。あわせて児童福祉法における懲戒権に関する規定も削除されたことから条例改正が必要となった。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第42号 飯綱町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質疑①：保育園バス送迎安全管理について、町では実際どのような措置をとっているのか。

回答①：法律に基づき、町内保育園送迎バスすべてに置き去り防止安全装置を設置する予定であり、現在準備を進めている。

質疑②：園児置き去りをしないために現在とっている方策は。

回答②：バスでは、乗車時、降車時に運転手及び添乗者が車内に残っていないか確認を行っている。続いて、バスからクラスへの引渡しを確実にいき、担任が欠席連絡者との照合を行ったうえ、最後に園長も出欠席を確認しており、3重、4重のチェックを行っている。

質疑③：置き去り防止安全装置の設置方法、操作方法を教えてください。

回答③：バス後部に置き去り防止安全装置を設置し、送迎バスのエンジンを切ると装置からブザー音がなるため、運転手または添乗者がバスの中に園児が残っていないか確認し、ブザー停止操作を行う。

質疑④：個人の車で送迎する場合の基準は。

回答④：今回の改正は児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づくものであり、国では個人の車に関しては特に規定していない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 43 号 飯綱町立放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例

質疑①：牟礼西児童クラブの昨年の利用状況は。

回答①：4人の利用登録があり、1日平均利用者数は1.9人。

質疑②：牟礼西児童クラブの廃止に伴い、牟礼西児童クラブ利用者が牟礼東児童クラブを利用することで混雑することはないのか。

回答②：すでに牟礼東児童クラブを利用している牟礼西地区の児童も多い。廃止された牟礼西児童クラブ利用者が増えたからといって受入れが出来なくなることはない。

質疑③：牟礼西児童クラブ施設の今後の利用方法は。また、今後希望する者が多くあった場合は再開する予定はあるのか。

回答③：牟礼西児童クラブはいいつなコネクト WEST 内にあり、今後はいつなコネクト WEST の施設として利用される予定。また、再開については現在のところ考えていないが、今後、牟礼西地区に児童が増え、再開希望の声があれば、その時に検討を行う。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 44 号 飯綱町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質疑①：附則第2項の「当分の間」の解釈は。

回答①：放課後児童支援員は、放課後児童支援員都道府県認定資格研修を受講し、資格取得している。現在、放課後児童支援員は全員資格取得済であり問題はないが、令和2年4月1

日を持って経過措置が切れることから経過措置の延長を図るものとし当分の間とした。

質疑②：支援員数は現在の基準を継続するのか。

回答②：現在の基準を下げるつもりはない。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

12 番

13 番

14 番